

学校防災マニュアル

鎌倉市教育委員会

平成26年 3月

<< ねらい >>>>

児童生徒の安全確保を図るため、日常的な防災活動や災害発生時における基本的なマニュアルを作成し、円滑な対応に備える。

<< もくじ >>>>

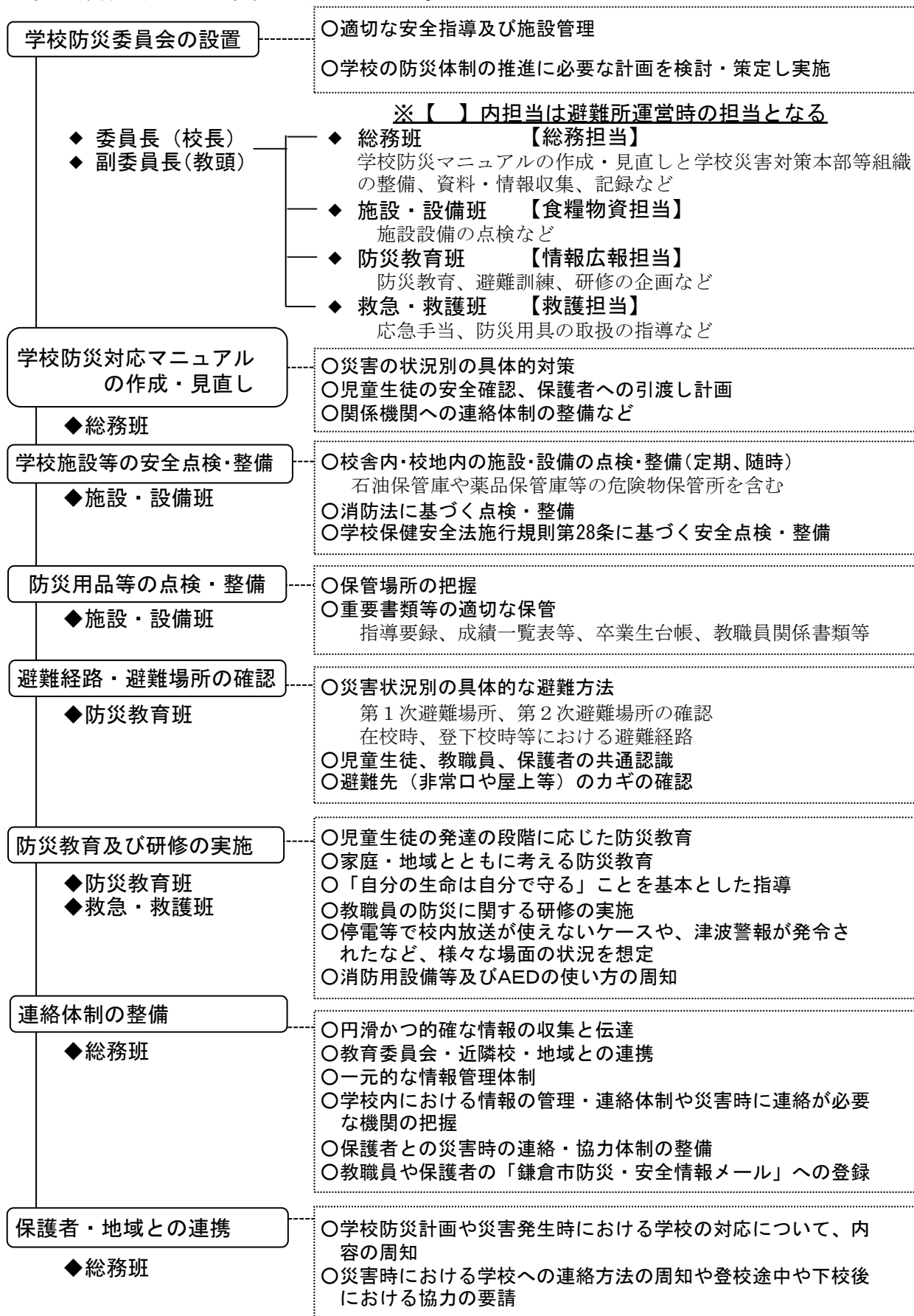
I 学校の防災活動	1
II 災害発生時における小・中学校の基本的対応	2
III 学校災害対策本部の設置	3
IV 教職員対応マニュアル	
1 地震・津波発生時	
(1) 在校時における基本的対応	4
(2) 登下校時における基本的対応	6
(3) 校外活動中における基本的対応	7
(4) 学校における対応と教育委員会への報告及び連携	8
2 火災発生時	
(1) 在校時における基本的対応	9
3 風水害発生時	
(1) 在校時における基本的対応	10
(2) 風水害時における対応の考え方	11
(資料1) 竜巻から身を守る	12
V 災害時における鎌倉市の対応	13
VI 避難所運営の支援体制について	
(1) 避難所開設時における基本的対応	17
(2) 学校再開に向けての準備	18
【資料編】	
(資料2) 津波警報・注意報、津波情報、津波予報について	19
(資料3) 警報の種類	20
(資料4) 警報・注意報の種類	21
(資料5) 雨と風の表	22
(資料6) 防災備蓄食糧一覧表	23
(資料7) 「地震発生初動時職員行動マニュアル」鎌倉市より	25

VII 参考資料	〔 学校防災活動マニュアルの作成指針（抜粋） 神奈川県教育委員会（平成25年5月 作成） 〕	
1 「東海地震に関する情報」や警戒宣言への対応	26
2 地震・津波への対処	28
3 地震発生後の対応	29

VIII その他		
(1) 地震発生時における避難状況等の報告（FAX送信表）	33
(2) 防災行政用無線による情報提供	34
(3) MCA無線の使用方法	35
(4) アクションカード(例)	37
(5) 神奈川県地震防災対策強化地域	43
(6) 学校の海拔と緯度経度	44

I 学校の防災活動

日頃の安全教育や安全管理を推進し、また災害が発生した場合において、速やかに児童生徒の安全確保を図るため、次の事項を定める。



II 災害発生時における小・中学校の基本的対応

(1) 次のような災害状況においては、学校は原則「休校」または「自宅待機」とする。

- (ア) 震度（５強）以上の地震が発生した場合
- (イ) 特別警報が発令された場合
- (ウ) 大規模停電が発生した場合（学区及び隣接した地域など）
- (エ) 広域に交通機関が停止した場合（鎌倉、大船、藤沢を中心としたJR、江ノ電等各公共交通機関）
- (オ) その他、学校が正常に教育活動が行えないと判断できる場合、児童生徒が安全に登下校できないと判断できる場合

(2) 在校時に休校となる災害が発生した場合は、引き渡し下校を原則とする。

小学校では保護者に引き渡しできるまで学校で保護する。中学校では集団下校とする場合もあるが、海岸に近い学校や帰宅しても保護者が不在の生徒については学校で保護する。

(3) 障害のある児童生徒への配慮

障害のある児童生徒に対しては、それぞれの障害の状態に応じ、災害時の対応の具体的について教職員同士情報を共有する。

○障害のある児童生徒が在籍している場合

- ・児童生徒の障害の状態等について、日ごろより全教職員での共通理解を図り、それぞれの学校の緊急対応の方針に沿って避難できるよう、応援体制も構築しておく。
- ・車椅子の場合や背負って避難する場合、手を引いて移動する場合等、さまざまなケースを想定したシュミレーション等の訓練と準備を行う。
- ・障害のある児童生徒の場合、とっさに緊急の状況であることを判断できないケースもあるので、日ごろから、教職員、支援者、保護者が子どものそれぞれの状態を踏まえ、訓練することが必要となる。特に、保護者への引き渡し方法については、複数の連絡体制を構築しておくなど、綿密な打合せや確認を行う。
- ・障害の状態（疾病を有する場合も含めて）によっては、医療機関との連携が必要な場合がある。特に、医療行為や投薬が必要な児童生徒の場合、緊急を要することがあるため、保護者と相談の上、主治医からの指示書などにより、治療内容の確認ができるようしておくが良い。
- ・スクールバスを利用している児童生徒は、バス運行中に地震等が発生した場合を想定して、訓練やその対策を講じておく必要がある。
- ・登下校中の緊急時に備え、例えば、児童生徒が第三者に見せるだけで助けを求めることができるような連絡カードを作成する等、どのような場面でも対応できることを想定した準備を、事前に保護者と協議しておく。

(4) 学校の状況を把握し、教育委員会に次の点を報告をする（FAX報告用紙 P. 33）

- (ア) 児童生徒の下校、保護の状況（引き渡し・集団下校等）
 - (イ) 休校の措置に関する事
 - (ウ) 施設設備の被害状況
- ※ 電話、FAXが使えない場合は、MCA無線を使い連絡報告する。

(5) 学校の再開については、緊急連絡網や防災メール等を使い各家庭へ連絡する。

III 学校災害対策本部の設置

災害の規模・被害状況を踏まえ、原則として校長室（もしくは職員室等）に学校災害対策本部を設置し、学校として組織的な災害対応を図る。

その際、消防計画で定める自衛消防組織（学校防災委員会等）との整合性を踏まえ、各学校の実情に応じた組織を編成する。

<<<< 組織編成の例 >>>>>>>>>>>>

学校災害対策本部

本部長（校長）：本部の総括、意思決定

副本部長（教頭）：本部長の指示による連絡・報告等、各班の連絡・調整等

通報連絡班

※MCA無線機…教育総務課から発信する

児童生徒への避難等の指示、消防（119番）等への通報

教育委員会への連絡報告等外部対応、MCA無線機による情報確認

災害情報の収集と校内被害状況の把握、教職員の安否確認

保護者との連絡、外部者との対応

避難誘導班

避難路の確保と児童生徒の避難誘導、児童生徒の安全確認

避難状況の確認と要救助者の救出、下校引渡し等

応急救護班

負傷者の応急措置、AEDの取扱

初期消火班

消火器・消火栓を用いた初期消火作業、火気停止措置の確認

消火用水等の確保

安全防護班

防火扉・防火シャッター・排煙装置等の操作、火気使用設備の応急防護措置

校舎・体育館等被害状況の点検把握、危険箇所への立入禁止措置

通学路等の被害状況の把握

搬出班

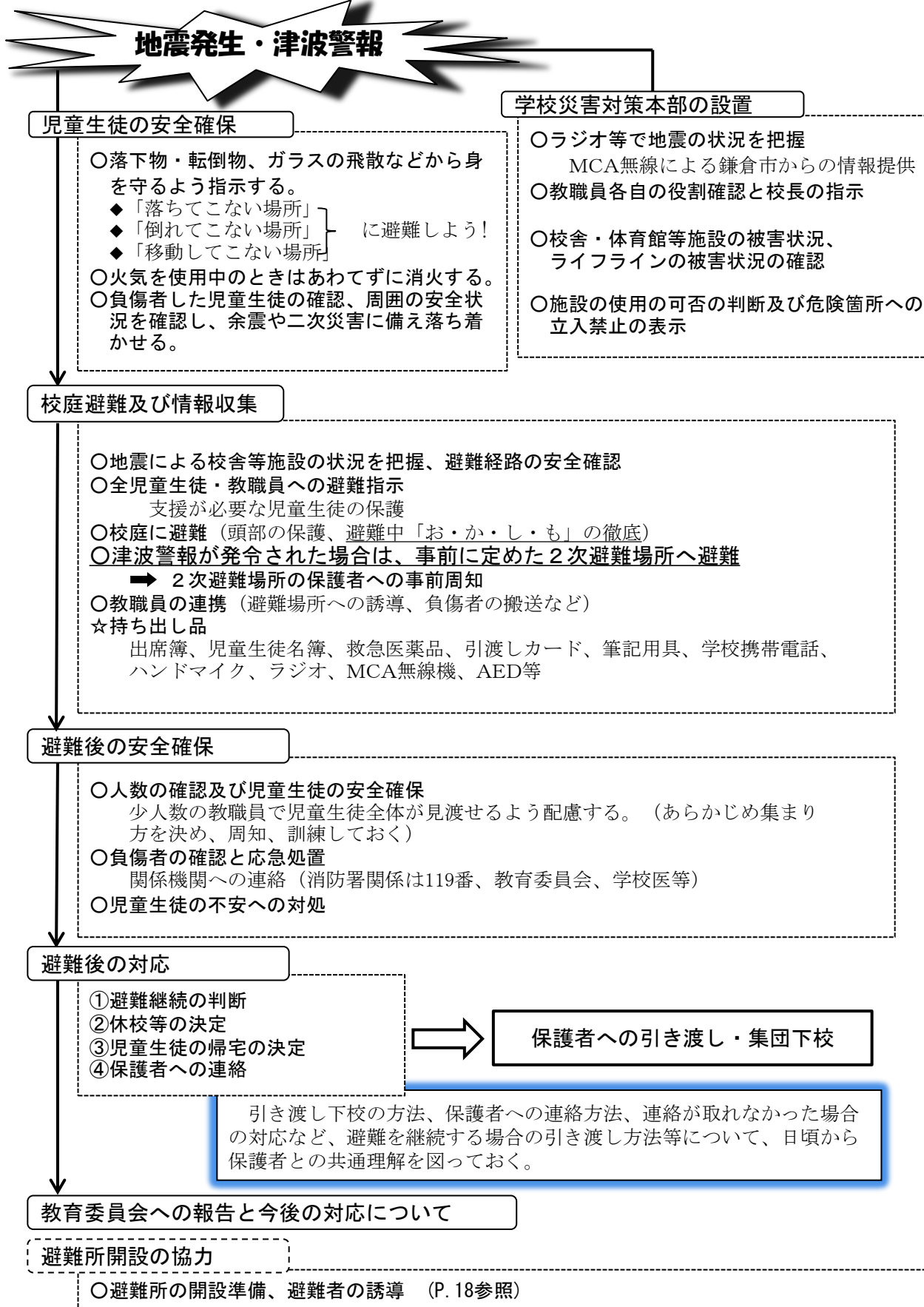
重要書類の搬出・保管

IV 職員対応マニュアル

1 地震・津波発生時

(突然、大規模な地震が発生した場合の行動例)

(1) 在校時における基本的対応



在校時における活動状況別対応例

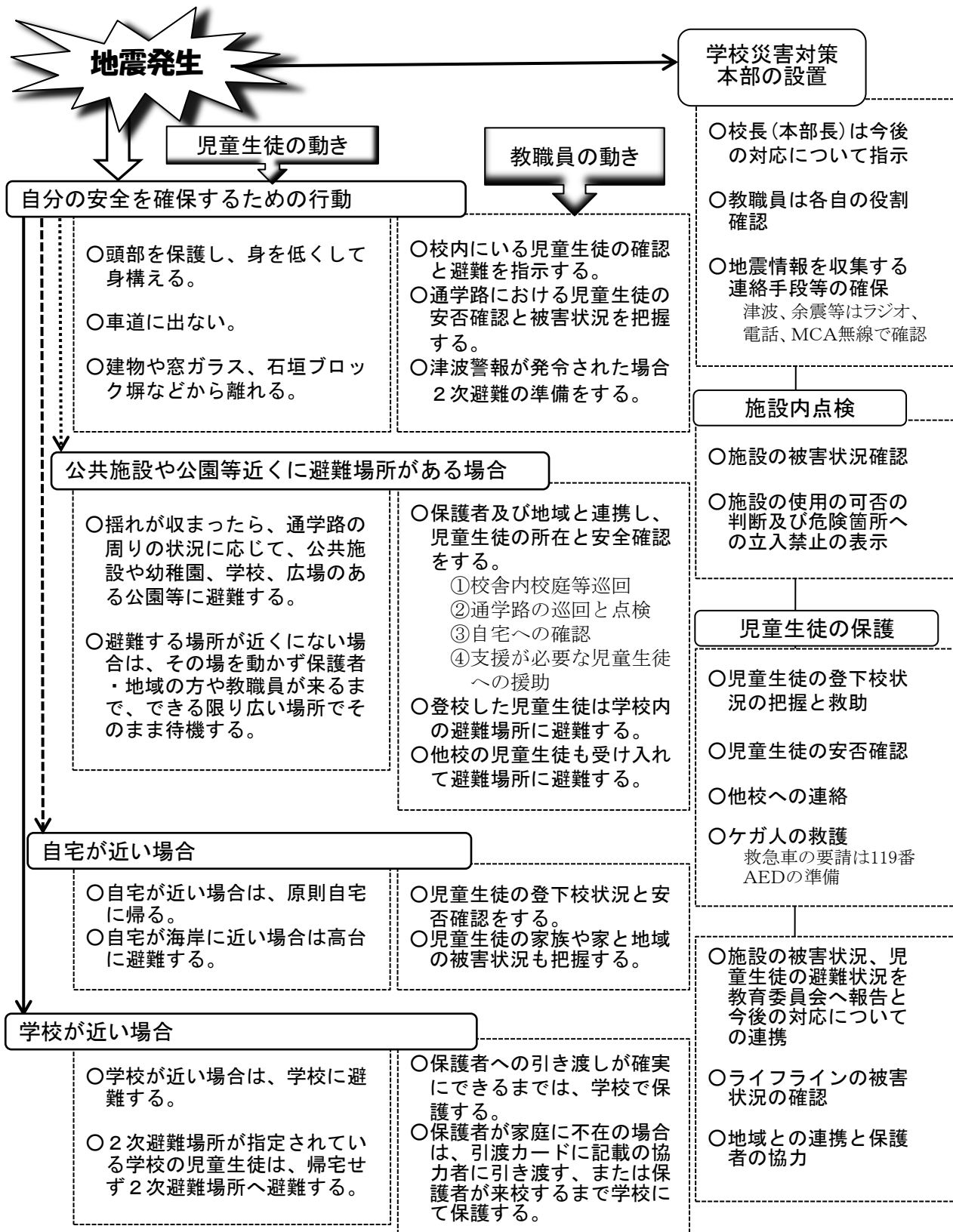
① 授業中

場所	個別事例	共通事項
普通教室	○ 机の下に隠れ、机の脚を両手でしっかり持つように指示する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 教職員による安全確保の的確な指示 ◆ 頭部を保護し、窓や壁際から離れるよう指示 ◆ 火気使用中であれば教職員が消火 ◆ 児童生徒の人員等状況確認、周囲の安全確認
特別教室	○ 実験中・調理実習中であれば危険回避のための指示をする。(ガス、薬品等)	
体育館	○ ガラスや照明器具等、落下物や倒壊物に気を付け、建物中央に避難するよう指示する。 (建物の構造や体育用具の位置によっては柱や壁に寄り添う)	
校庭	○ 校舎等建物・遊具類から離れ、校庭中央に避難するよう指示する。	
プール	○ 速やかにプールの縁に移動し、縁をつかむよう指示する。 ○ 揺れが収まれば素早くプールから出るよう指示する。 ○ 避難準備を指示する。 (履物を履き、衣服やバスタオルで身体を保護するよう指示)	

② 始業前、休み時間、放課後等

場所	個別事例	共通事項
階段 廊下 トイレ等	○ 上着やカバン等で頭部を保護し、待機するよう指示する。 ○ ガラス等落下物や倒壊物に気を付け、廊下等の中央で身体を低くする。または、近くの教室の机下等に避難する。 ○ 揺れが収まったら、教職員の指示に従い、校庭に避難する。 ○ 周囲の安全と危険箇所がないか確かめる。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 揺れが収まるまで頭部を保護し、教職員が到着するまで待機するよう全校に指示 ◆ 教職員は分散して児童生徒の安全確保、指示誘導 ◆ 校舎外にいる児童生徒の安全確保、負傷者の応急手当
校庭 プール 等	○ 建物やガラス窓、遊具類、石垣や塀の近くから離れる。 ○ 揺れが収まるまで頭部を保護し、広い場所の中央で待機する。 ○ プールサイドで避難準備をする。 (履物を履き、衣服やバスタオルで身体を保護する。)	

(2) 登下校時における基本的対応



被害の状況に応じた対応が迅速にできるよう、日頃から、連絡体制の整備や地域住民の協力体制について学校・家庭・地域とが連携し、協議の場を設定し協力体制の確認を行う。

(PTA・保護者会役員又は校外委員会等の委員、自治町内会や子ども110番など地域住民の方との連携)

(3) 校外活動中における基本的対応

地震発生

児童生徒の安全確保

- 正確な状況把握と的確な避難指示をする。
 - ・下見時に施設管理者等との打合せを十分行い、見学施設の避難経路、避難場所を確認するとともに施設全体を把握しておく。
 - ・引率の教職員が対応できるよう事前に周知し共通理解を図る。また、事前の説明会での説明や、しおりに内容を記載し、保護者にも周知徹底する。
- 電車、バス等に乗車中は係員の指示に従う。
 - ・電車等から降りて徒歩で移動する際は、安全に移動できるよう乗務員・係員等の協力を得る。
 - ・交通手段が使えない場合を想定して、事前に学校まで戻る他のルートを確認しておく。
- グループ行動時における集合場所等の確認と連絡方法を徹底する。
- がけ崩れや落石等にも注意し避難する。

近くの避難所への避難

- 施設内では施設管理者の指示に従い、まとまって行動する。
- 大きな揺れが収まったら、余震や津波等の情報を収集し、避難場所・救護施設等へ避難する。
- 近くに避難場所・救護施設がない場合、公的機関や地元の人等から情報を収集し、的確な対応を行う。

避難後の安全確保

- 児童生徒の安全確認と人数把握、負傷者の応急手当を行う。
- ケガの状態によっては、救急車(119番)を要請する。
- 不安になっている児童生徒に対して、安心できるよう声かけなどをする。
- 避難施設等の協力を得て、地元公的機関に救護を要請する。
- 避難してからも情報を収集し、津波やがけ崩れ・落石など危険がないか等避難場所の安全確保に留意する。

学校への連絡、避難後の対

- 学校へ連絡し、状況報告を行うとともに対応を協議する。
 - ・学校と連絡が取れない場合は、鎌倉市教育委員会・地元の公的機関に連絡する。
 - ・災害時の連絡手段としては、公衆電話の利用も考慮する。
- 学校から教育委員会へ連絡する。
- 学校から保護者へ連絡する。
- 教育委員会から地元公的機関への救護要請をする。

修学旅行や遠足等で鎌倉市以外で学習しているときに、鎌倉市内で地震があった場合

- 学校は引率教員に鎌倉市の状況を連絡し、今後の対応を指示する。
- 鎌倉には帰らず、現地にて待機することも想定し、学校と現状の確認をする。
- 地元公的機関や関係者(旅行業者等)と連携し、帰途の方法等を確認する。
- 状況の説明、今後の予定等伝えるなどして、児童生徒の不安を少なくできるよう対処する。

(4) 学校における対応と教育委員会への報告及び連携

学校災害対策本部

ア 児童生徒等の安否確認

- 保護者との連絡方法については、複数の連絡方法を準備。
- 災害の状況により保護者との連絡がとれない場合は、学校で保護することを事前に周知しておく。

イ 学校及び学区内の被害状況の把握

- 校舎、体育館、校庭等における施設の被害状況、学区内のライフライン及び児童生徒の家屋等の被害状況を把握する。
- 施設の使用についての可否の判断及び危険箇所への立入禁止の表示をする。

ウ 教育委員会への地震被害に関する報告と今後の対応

- 児童生徒の安否やケガの状況、心身面についての報告と対応
- 施設・設備面に関する破損箇所、立入禁止等の安全面の報告と対応
- ライフラインに関する状況と学校への支援要請に関する報告と対応
- 余震や津波等に関する最新の情報について確認
(テレビ、ラジオ、インターネット等)
- 電話・FAXが使えないときの、MCA無線による情報の確認と対応

エ 外部との対応

- 保護者等からの問い合わせに対応できるよう外部説明者を決め、情報の正確性を保つ。
- 地域に対して災害の状況提供を行う場合は、学校災害対策本部として行う。

オ 避難所の開設運営の協力

- 避難所の開設準備、避難者の誘導、自主防災組織との連携 (参考P. 17)

(5) その他

週休日・休日または夜間の場合

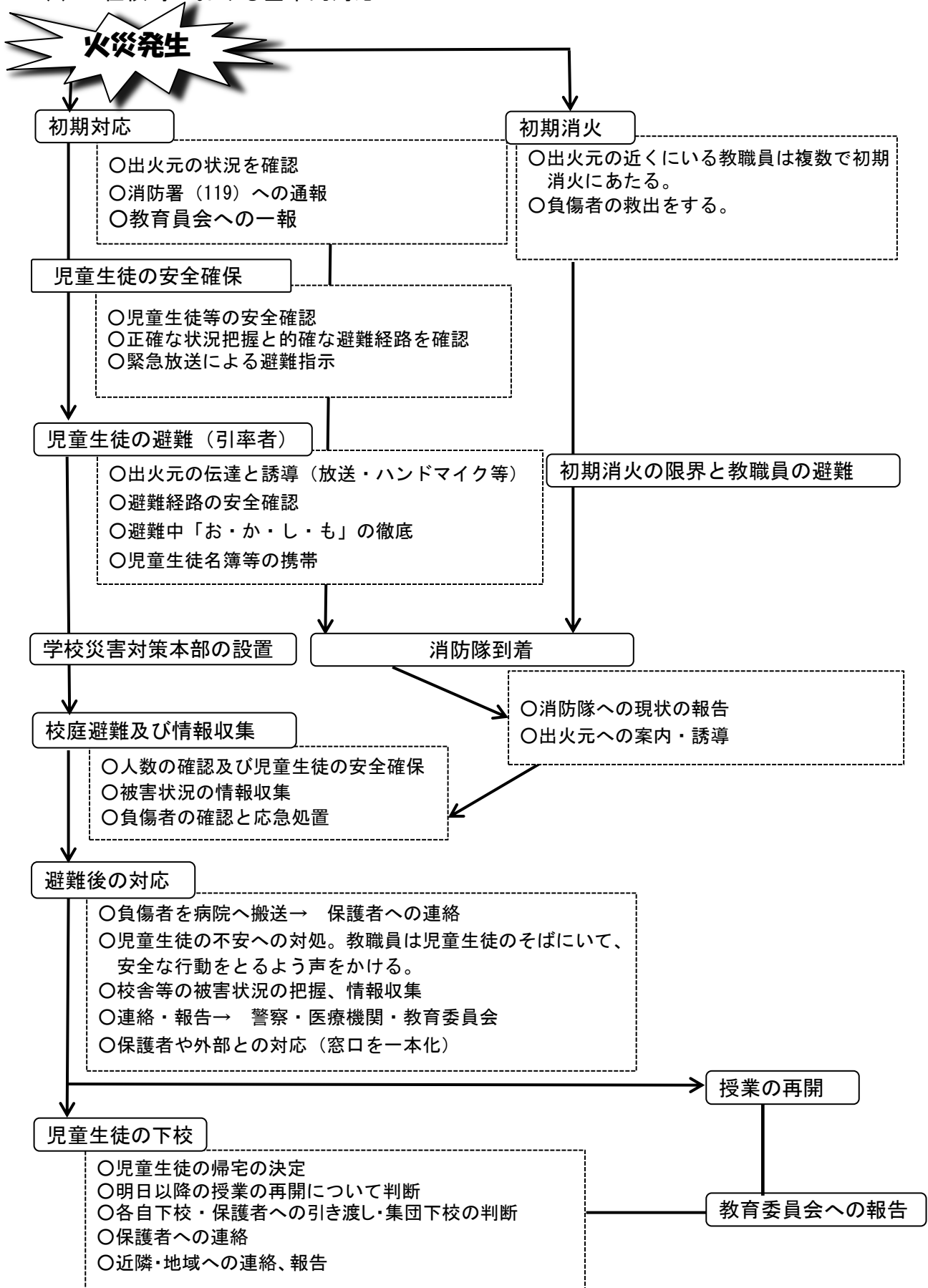
P. 28※印参照

- 学校と保護者は児童生徒の安否や所在の確認の方法について、連絡がとれる体制を整えておく。
- 校長・教頭は今後の措置について事前に対応を検討しておく。
 - ・学校が避難所等になると、その運営は鎌倉市の災害対策本部の管理下に置かれることになるため、校長、教職員は運営に協力することが期待されるため、学校内における防災組織の中で役割分担を明確にしておく。
 - ・市町村、関係する自主防災組織等と避難者の受け入れや、避難所運営等について定期的に協議し、共通理解を図る。
- 教職員の所在が確認できるよう複数の連絡体制を整えておく。
- 教職員の家・家族等の状況把握等も含め安否確認を行う。
- 教職員は基本的に勤務校へ参集するが、遠方や被害状況によっては参集できない場合もあるので、連絡体制を整えておく。
- 避難所開設に向けての協力・支援を行う。
(市職員は鎌倉市職員の非常配備要綱に基づき、あらかじめ決められた職員が指定された場所へ参集することとなっている。)

2 火災発生時対応マニュアル

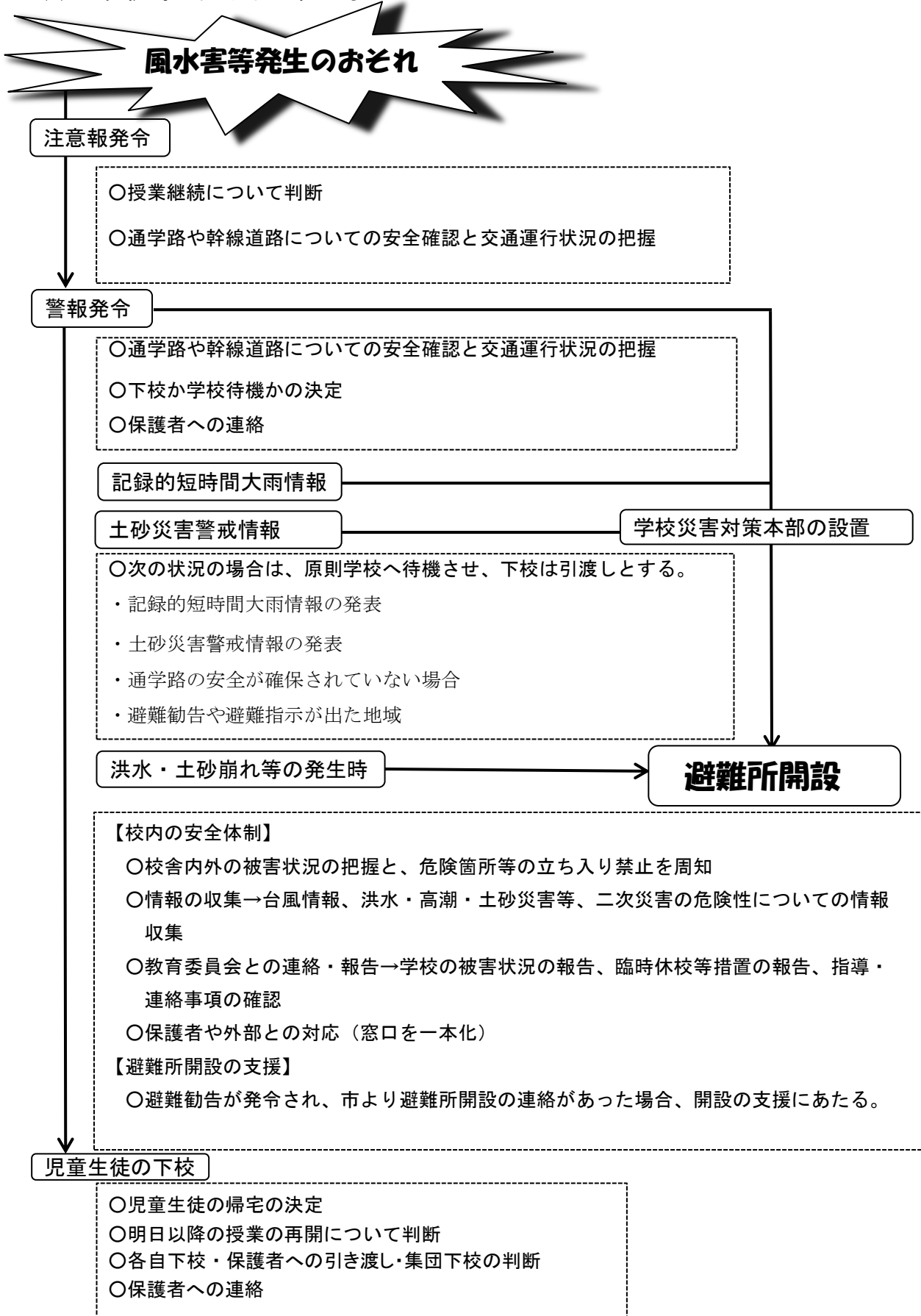
(火災が発生した場合の行動例)

(1) 在校時における基本的対応



3 風水害発生時 (風水害が発生した場合の行動例)

(1) 在校時における基本的対応



(2) 風水害時における対応の考え方

■ 基本となる対応

教育委員会等と十分に協議・連携し、児童生徒、近隣小・中学校や地域の状況を十分に把握した上で判断し対応する。

■ 配慮事項

- 警報や注意報等の防災気象情報は、刻一刻と変化し、地理的条件で、降水量や風の強さ等が大きく異なるため、適切な判断ができるよう、できるだけ多くの情報を収集する。
- 各学校の通学範囲や通学路、通学方法等もそれぞれ異なることから、特に緊急時においては、結果的に同一地区の小学校と中学校で、異なる対応となる場合がある。こうした措置をとる場合には、教育委員会との協議や報告、中学校区内の各学校への連絡をするとともに、保護者等への説明を行うことが大切である。
- 登校前に、教育委員会や学校で定める臨時休業に該当する警報などが発表されている場合には、安全確保のため、臨時休業の措置を講じることを原則とする。(また、その連絡が、児童生徒、および保護者へ事前に周知されるよう対応をする。)
- 児童生徒等の在校時における下校の判断は、防災気象情報等、様々な情報を踏まえ、帰宅に要する時間等を十分に考慮した上、判断する。

(主な確認事項)

- ・災害の規模や状況によって引き渡しの基準や条件を詳細に定めることや、家庭の状況を把握し、保護者の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については、学校に留めるなど、対応を事前に決めておく。
- ・都市型水害、あるいは集中豪雨や局地的大雨の増加等を考慮し、防災気象情報等の収集に努める。
- ・保護者への連絡に際しては、大規模地震時も考慮し、電話連絡のほかメール、学校ホームページの利用、民間事業者が運営するメール一斉配信サービスなど、連絡方法の複数化を図る。
- ・児童生徒等の在校時において、臨時休業に該当する警報などが発表され、かつ、公共交通機関等の運行や通学路等の安全が確認されない場合は、児童生徒等は学校で保護する。
- ・児童生徒等を帰宅させた場合は、帰宅したことを確認し、学校で全体の状況を把握する必要がある。

【警報発令時の対応の目安】

状況	自宅	登下校中	在校中
警報の発令	<ul style="list-style-type: none">・警報が解除まで自宅待機・地域によっては避難所へ	<ul style="list-style-type: none">・学校と自宅近い方へ避難・両方とも遠い場合は公共施設に一時避難	<ul style="list-style-type: none">・原則警報が解除まで校内に待機・解除前でも教職員による安全確認終了後、下校も可

集団下校、引き渡し下校を検討

V 災害時における鎌倉市の対応

出典: 鎌倉市地域防災計画 地震災害対策編

第14章 応急教育

災害により学校施設が被災した場合もしくは、小・中学校の児童・生徒の被災により、正常な教育を行うことができない場合、又は学校施設が被災するおそれのある場合の応急教育等の実施については、次の計画に基づき行うものとします。

第1節 学校防災に関する対策

地震等の災害発生に際し、児童・生徒等及び教職員の安全を確保するとともに、学校教育の円滑な実施等を図るため、学校防災に関する対策を定めます。

第1 実施機関

- (1) 市立小・中学校における応急教育は、市教育委員会が実施します。
- (2) 県、私立学校における応急教育は、それぞれ設置者が実施します。

第2 児童・生徒等保護対策

校長等は、災害発生時においては、避難実施計画に基づき、児童・生徒等の保護に努めます。

1 学校の対応

- (1) 校長は、その判断により対策本部を設置し、情報等の把握に努め、的確な指揮にあたります。
- (2) 児童は学校において保護者へ引き渡し、生徒は教職員が一定の場所まで引率して集団下校しますが、特別に配慮を要する生徒については、学校での引き渡しも行なうものとします。また、保護者の不在、帰宅路の被害等により帰宅が困難である児童・生徒等については、学校において保護します。
- (3) 児童・生徒等が交通機関を利用して通学している場合は、教職員が引率して下校する、学校で保護する等の対応を行います。
- (4) 津波の被害が予想される学校では、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に直ちに近くの高台、校舎等の鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階に児童・生徒等を一時避難させます。その後は津波に関する情報を確認し、津波・大津波警報発表中は児童・生徒等を安全な場所に待機させます。
- (5) 初期消火、救護・搬出活動の防災活動を実施します。

2 教職員の対処

- (1) 災害発生の場合、児童・生徒等に対し、より安全な場所で待機させたいうえ、全体の指示を待ちます。
- (2) 児童・生徒等の退避・誘導にあたっては、氏名・人員等の把握、異常の有無等を明確にし、的確に指示します。
- (3) 学級名簿等を携行し、対策本部の指示により、所定の場所へ誘導・退避させます。
- (4) 障害児については、あらかじめ介助体制等の組織を作る等十分配慮します。
- (5) 児童・生徒等の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ決められた引き渡しの方法で確実にを行います。
- (6) 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童・生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護します。
- (7) 児童・生徒等の安全を確保したのち、対策本部の指示により防災活動にあたります。

第3 被害状況の把握等

1 施設設備の被害状況の把握

災害が発生した場合は、被災状況を報告します。

2 児童・生徒等の被害状況の把握

災害が発生した場合、校長は、児童・生徒の安否を調査し、その所在を把握し、市教育委員会等に報告します。

第4 学校施設の応急対策

1 被害箇所及び危険箇所の応急修理

災害の規模・程度によっては二次災害が起きることも考えられるため、その防止を図ります。また、早急に学校活動を再開するため、施設・設備の被災状況を確認するとともに、教育委員会等の実施する応急危険度判定を早急に受けます。

被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図ります。

2 仮校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図ります。

第2節 避難所としての運営との両立

第1 運営体制

避難所を運営する場合に必要な業務としては、①水、食糧の配分、②救援物資の管理、③し尿、ごみ等の処理など衛生管理、④災害対策本部との連絡、地域の被災状況の把握、⑤避難者名簿の作成、⑥避難所内連絡及び外部からの問い合わせへの対応、避難所自治会等の組織化、⑦施設・設備の点検、立入禁止区域の設定等が考えられますが、必要に応じ学校防災本部内に避難所支援班を設置し、運営します。

第2 避難所としての施設の使用

避難所としての円滑な運営及び早期の教育機能回復の観点から、避難所となる場合の学校施設の使用は、その機能を踏まえて行います。

普通教室は、災害対策上やむを得ない場合に限り、適宜、開放することとしますが、学校教育再開に備え、一定数は確保します。また、理科実験室等特別教室は、薬品等危険物が置かれているため、原則として避難者受入れのスペースとしては使用しません。

第3 応急教育対策

1 応急教育の実施場所

災害により小・中学校が被災した場合は、関係機関等の協力を得て諸施設の借用や転用等により、状況に即応した応急教育を実施します。

なお、学校の被災の程度に応じ、おおむね次表の基準に基づき、応急教育の実施場所を検討します。

表 14-1 応急教育実施の予定場所

災害の程度	応急教育実施の予定場所	左の諸施設が避難収容所となった場合
学校の校舎の一部が災害を受けた場合	特別教室、屋内運動場等	
学校の校舎等が全部災害を受けた場合	1 隣接学校の校舎 2 学習センター等公共施設	各地区に残存する神社の境内、仏閣等の建物（建物が使用できない場合は、その敷地）の利用を検討します。
特定の地域全体について相当大きな災害を受けた場合	1 無災害の最寄りの学校 2 学習センター等公共施設 3 応急仮設校舎	

2 応急教育の方法

市教育委員会は、正常授業の実施に努めることとしますが、学校又は地域の被災状況等によりやむを得ない場合は、複式学級を編成するほか、二部授業や圧縮授業等を暫定的に行います。

3 応援の要請等

(1) 市教育委員会は、被災校の応急教育等のため、小・中学校相互の教職員の応援体制の確立をめざして隣接する学校等の校長に応援要請を行います。

(2) 市教育委員会は、被災校の応急教育のため小・中学校相互の調整をしてもなお、応急教育の円滑な実施に支障がある場合は、県教育委員会に対し、教育実施者、教材等応援の要請を行います。

(3) 県、私立学校が被災し、応援要請があった場合は、支障のない限度において教材等を供与し、県、私立学校の正常授業に協力します。

4 学用品の支給

学用品等の支給については、災害の規模範囲や被害の程度等により、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第9条第1項の基準に準じた支給を行います。

5 給食

(1) 配給

学校施設を避難所として使用した場合、給食施設は、非常炊き出し用施設として利用され、学校独自での使用が不可能となります。

したがって、児童・生徒の給食は、住民に配給するものと同様のものをもって行います。

(2) 衛生管理

災害が発生した場合は、調理場に関係者以外の者の出入りを禁止するとともに、食器具類の加熱又は薬品による消毒を完全に実施し、伝染病や食中毒が発生しないよう衛生管理を徹底します。

また、調理場には、最小限の消毒薬を備蓄します。

6 児童・生徒等の心的症状の対応

校長等は、被災後、児童・生徒等の心的症状に対応するため、学校医、スクールカウンセラー、教育相談機関等との連携を密にし、校内相談体制の整備を図るとともに、校内研修に努めます。

第4 保育所等における応急対策

1 児童の保護対策

保育所及び放課後児童クラブ(以下「保育所等」という。)は、第1節「第2 児童・生徒等保護対策」に準じて、児童の避難・誘導・保護を実施します。

2 被害状況等の把握

災害が発生した場合、保育所等は、施設設備の被害状況、児童の安否、所在等を把握し、市に報告します。

3 応急保育の実施

市は、応急保育の実施にあたって、児童をもつ市民が安心して生活再建のための活動に専念できるよう援助するとともに、児童の精神的安定を確保します。

(1) 通所の可否による保育の実施

ア 通所可能な児童について

通所可能な児童については、各保育所等において保育します。

イ 通所できない児童について

通所できない児童については、地域ごとに実情を把握するよう努めます。

(2) 保育所等での対応

ア 入所児童以外の受入れについて

入所児童以外の児童については、可能な限り受入れ、保育するよう検討します。

イ 長期間保育所等が使用できない場合

災害により長期間保育所等として使用できない場合、関係機関と協議して早急に保育が再開できるよう措置するとともに、平常保育の開始される時期を早急に保護者に連絡するよう努めます。

第3節 保護者、地域との協力

第1 保護者との協力

災害の状況等によっては、学校だけでは十分な対応を図ることが困難な場合も考えられることから、児童等の安否・所在の確認、学区内の被災状況、通学路の点検・安全確保、教科書、学用品等の支給に関し、保護者の協力を得るよう努めます。

第2 地域の自主防災組織等との協力

学校は地域コミュニティの中心となるため、安全の確保や学校が避難所となる場合の円滑な運営を図るため、協議の場の設定等により、地域の自主防災組織、ボランティア組織、地域医師会、学校医等の協力を得るよう努めます。また、学校において非常用物資の備蓄の管理についても協力を得るよう努めます。

※私立幼稚園、県立鎌倉養護学校、県立高等学校、横浜国立大学附属鎌倉小・中学校、私立小中高等学校、鎌倉女子大学等にあつては、本計画を参考にして、それぞれの責任の範囲内において防災対策を実施します。

VI 大災害における避難所運営の協力体制について

(1) 避難所開設時における基本的対応

※避難所運営については、市職員が主体ですが、長期化が予想される場合などには、学校は協力することとなります。

避難所開設発令

避難所としての立入禁止部分

学校運営上重要な情報(児童・生徒の個人情報を含む)が保管されている場所、及び、危険物(薬品等)が保管されている場所は、原則として立入禁止とします。

鎌倉市職員の動き

学校

- 開錠
- ↓
- 点検
安全確認
- ↓
- 関連施設
の確認
- ↓
- 災害対策
本部への
報告
- ↓
- 避難所の
運営
- ↓
- 班の設置
- ↓
- 避難所の
主な運営
- ・避難者
等の
対応
- ・要援護
者の
対応
- ・傷病者
の対応
- ・ペット
の対応
等

避難所開設準備

- 避難所運営委員会(鎌倉市)の指示に従って行動
- 手分けをして施設の安全の確認
- 避難所として開設できる場所へ表示をする
→校舎配置図を拡大して使用可能場所を掲示
- 役割分担の確認
- 校内での使用機器(通信手段)の確認
- 救護場所の確保と使用トイレの確認
- 避難スペースの決定

管理職または防災担当により、事前に決めておいた役割分担を確認する。

<役割分担(例)>

- 総務担当→運営委員会との連絡・調整
【総務班】 学校職員の掌握、記録等
- 情報広報担当→避難所内外の情報収集
【防災教育班】 ボランティア対応等
- 食料物資担当→食料・物資の配付
【施設・設備班】 生活水の確保等
- 救護担当→保健衛生管理、救護補助
【救急・救護班】

避難者の受入

- 避難者の受付と避難スペースへの誘導
- けがや要介護の様子を把握→必要に応じて救護室へ
- 避難者の名簿を作成

※【 】内は学校防災委員会の担当
[→P. 1参照]

避難所運営会議の実施

- 避難所の状況を共有
- 避難所のルールを確認
- 避難時の施設面・物資面の状況を把握
- 衛生面での共通理解

全避難者へ周知

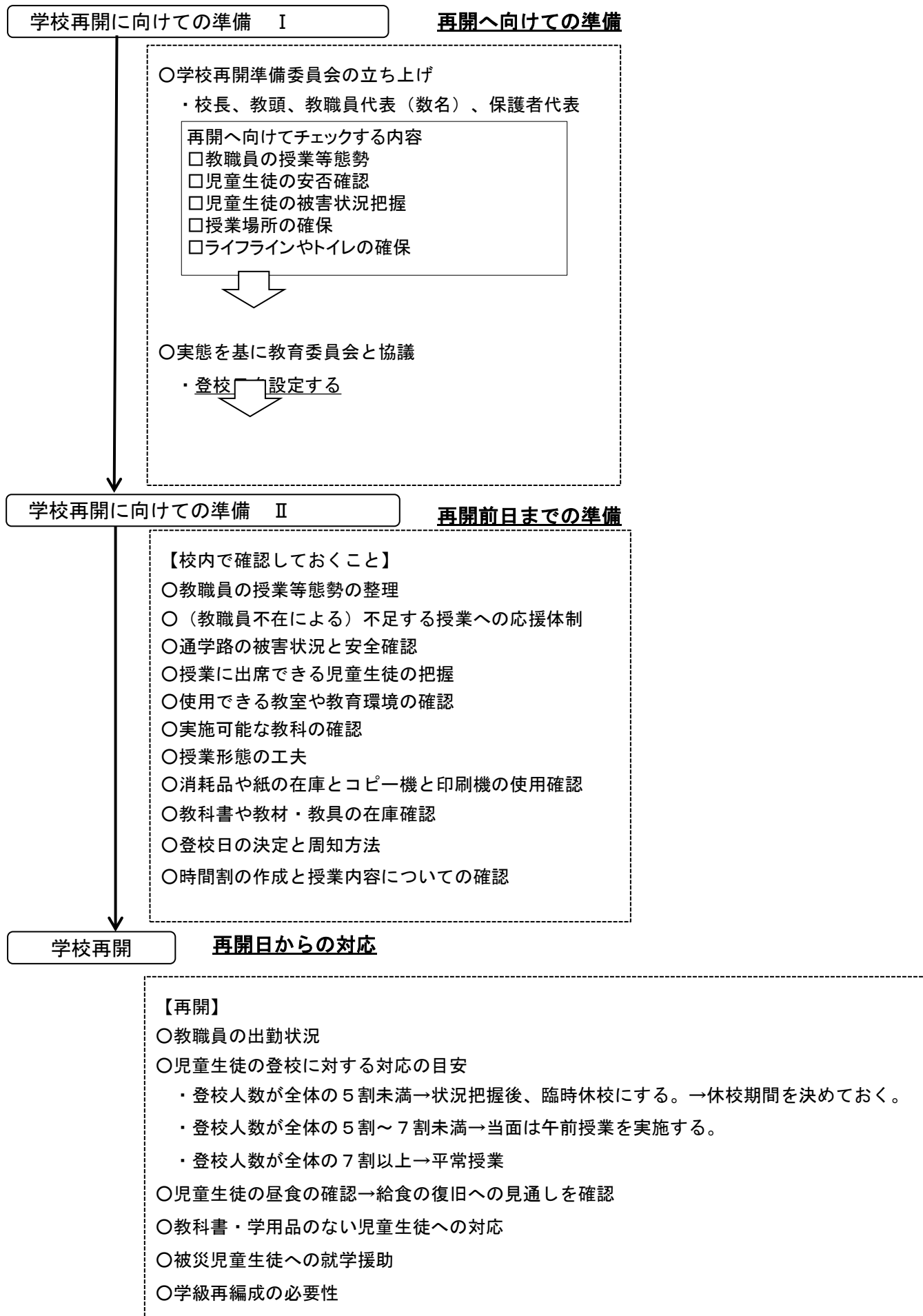
物資の配給と資源の確保

- 飲用水と生活水の確保・プール等の水資源の活用
- 物資・食糧の配付

児童生徒へのサポート等

- 避難所生活以外の児童生徒への家庭訪問
- 児童生徒の健康観察・家庭環境の把握
- メンタル面でのサポートと専門員への接続
- 児童生徒の地域貢献 → ボランティア活動可能な児童生徒の把握
- 定期的な校内会議で児童生徒の状況を報告し情報を共有

(2) 学校再開に向けての準備



□気象情報、雷注意報、「竜巻注意情報」を段階的に発表

気象庁では、竜巻やダウンバーストなどによる激しい突風が予測されるときに、国民の皆さんに注意を呼びかけるため、平成20年3月から「竜巻注意情報」を発表しています。竜巻注意情報は、雷注意報を補足する情報として、各地の気象台などから担当地域(都道府県単位)を対象に発表され、防災機関や報道機関へ伝えるとともに、気象庁ホームページでお知らせしています。

竜巻注意情報は、次のような流れで、段階的に発表されます。

- (1) 竜巻などの激しい突風が予想される場合には、気象情報を発表して半日から1日程度前に「竜巻など激しい突風のおそれ」という表現で注意を呼びかけ
- (2) 発生が予想される数時間前には雷注意報の中で「竜巻」と明記して注意を呼びかけ
- (3) 今まさに竜巻やダウンバーストなどの激しい突風が発生しやすい状態となったときに「竜巻注意情報」を発表

このように、竜巻発生の可能性に応じて段階的に情報が発表されるので、状況に応じた対応が可能になります。また、「竜巻注意情報」の有効利用期間は発表から1時間ですので時間を限定した対応も可能になります。

□竜巻から身を守るための行動

「竜巻注意情報」は都道府県単位で発表されますが、実際に竜巻に対する注意が必要なのは積乱雲の近くにいる人だけです。「竜巻注意情報」が発表されたからといってすぐに避難が必要なのではありません。「竜巻注意情報」が発表されたら、まず空を見てください。周りの天気が次のように変わってきている場合には積乱雲が近づいているので、頑丈な建物に移動するなどの安全確保が必要です。

発達した積乱雲が近づいているときの兆候

真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。

雷鳴が聞こえたり、雷が見えたりする。

ひやっとした冷たい風が吹き出す。

大粒の雨やひょうが降り出す。

特に建設現場、人が大勢集まる屋外のイベント会場、運動会などの学校行事など、避難に時間がかかると考えられる場所では、あらかじめ気象情報や雷注意報に注意し、当日の朝礼やミーティングなどでは、天気情報を確認しましょう。

「竜巻注意情報」は20回発表して1回適中する程度であり、決して予測精度は高くありません。ただ、竜巻に出会うと命の危険もあるので、「竜巻注意情報」が発表されたら注意して、いざというときには身の安全を確保しましょう。

竜巻の恐ろしさは、巻き上げられた瓦(かわら)や看板などが猛スピードで飛んでくることです。こうした飛散物に当たると、命を落としたり重軽傷を負ったりします。頑丈な建物の中に早めに避難をして、窓ガラスから遠く離れてください。物置や車庫、プレハブの中は危険です。また、一般の住宅では雨戸、窓やカーテンを閉め、窓のない部屋に移動したり、丈夫な机やテーブルの下に入ったりして身を守りましょう。屋外にいて周辺に身を守る建物がない場合には、水路などくぼんだところに身を伏せて両腕で頭や首を守ってください。

(資料2) 津波警報・注意報、津波情報、津波予報について

出典：気象庁HP (http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/index_tsunamiinfo.html)

津波警報・注意報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と 取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m < 予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m < 予想高さ ≤ 10m)		
		5m (3m < 予想高さ ≤ 5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m < 予想高さ ≤ 3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

(資料3) 警報の種類

出典: 気象庁HP(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/warning_kind.html)

警報の種類と警告内容

警報とは、重大な災害が起こるおそれのあるときに警戒を呼びかけて行う予報です。気象庁では以下の8種類の警報を発表しています。

大雨警報

大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。対象となる重大な災害として、重大な浸水災害や重大な土砂災害などがあげられます。雨がやんでも、重大な土砂災害などのおそれが残っている場合は、発表を継続します。

洪水警報

大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられます。なお、河川を特定する場合は、指定河川洪水警報を発表します。

大雪警報

大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。

暴風警報

暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。

暴風雪警報

雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害(見通しが利かなくなること)などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけます。「大雪+暴風」の意味ではなく、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときには、「大雪警報」を発表します。

波浪警報

高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。この「高波」は、地震による「津波」とは全く別のものです。

高潮警報

台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。

特別警報

数十年に一度の大雨などが予想された場合に発表します。大津波警報などを特別警報に位置づけます。

大雨の場合に気象台が発表する防災気象情報

約1日程度前大雨の可能性が高くなる



半日～数時間前大雨が始まる強さが増す



数時間～2時間程度前



大雨が一層激しくなる



記録的な大雨出現

大雨に関する気象情報

警報・注意報に先立ち発表

大雨注意報

警報になる可能性がある場合はその旨記述

大雨に関する気象情報

雨の状況や予想を適宜発表

大雨警報

大雨の期間、予想雨量、警戒を要する事項などを示す

大雨に関する気象情報

刻一刻と変化する大雨の状況を発表

大雨特別警報

その後も大雨が降り続き、重大な災害が起こる危険性が非常に高まった場合発表

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/tokubetsu-keiho/kizyun.html>

<参考> 特別警報の発表基準について (気象等に関する特別警報の発表基準)

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	十数年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
波浪		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	十数年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	十数年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

※気象庁 HPより

(資料5) 雨と風の表 出典: 気象庁HP(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/yougo_hp/amehy)

雨の強さと降り方 (平成12年8月作成)、(平成14年1月一部改正)							
1時間雨量 (mm)	予報用語	人の受けるイメージ	人への影響	屋内 (木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて	災害発生状況
10以上～20未満	やや強い雨	ザーザーと降る	地面からの跳ね返りで足元がぬれる	雨の音で話し声が良く聞き取れない	地面一面に水たまりができる		この程度の雨でも長く続く時は注意が必要
20以上～30未満	強い雨	どしゃ降り				ワイパーを速くしても見づらい	側溝や下水、小さな川があふれ、小規模の崖崩れが始まる
30以上～50未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る	傘をさしてもぬれる	寝ている人の半数くらいが雨に気がつく	道路が川のようになる	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる(ハイドロプレーニング現象)	山崩れ・崖崩れが起きやすくなり危険地帯では避難の準備が必要 都市では下水管から雨水があふれる
50以上～80未満	非常に激しい雨	滝のように降る(ゴーゴーと降り続く)	傘は全く役に立たなくなる		水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる	車の運転は危険	都市部では地下室や地下街に雨水が流れ込む場合がある マンホールから水が噴出する 土石流が起りやすい 多くの災害が発生する
80以上～	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる					雨による大規模な災害の発生するおそれが強く、 厳重な警戒が必要

(注1) 「強い雨」や「激しい雨」以上の雨が降ると予想される時は、大雨注意報や大雨警報を発表して注意や警戒を呼びかけます。なお、注意報や警報の基準は地域によって異なります。

(注2) 猛烈な雨を観測した場合、「記録的短時間大雨情報」が発表されることがあります。なお、情報の基準は地域によって異なります。

(注3) 表はこの強さの雨が1時間降り続いたと仮定した場合の目安を示しています。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

表に示した雨量が同じであっても、降り始めからの総雨量の違いや、地形や地質等の違いによって被害の様子は異なることがあります。

この表ではある雨量が観測された際に通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。

この表は主に近年発生した被害の事例から作成したものです。今後新しい事例が得られたり、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

(資料6) 防災備蓄食糧一覧表

(資料6) 防災備蓄食糧一覧表

平成25年4月1日現在

深沢備蓄倉庫(手広1-16-12 深沢消防出張所敷地内)

食料種別	数量(箱)	食数等	摘要
サバイバルフーズ	340	20,400食	ファミリーセット(60食)
災害用飲料水(500ml)	13	312本	(500ml×24本)

腰越備蓄倉庫(腰越864 腰越行政センター内)

食料種別	数量(箱)	食数等	摘要
サバイバルフーズ	15	900食	ファミリーセット(60食)

ミニ防災拠点(小中学校)備蓄

食料種別	数量(箱)	食数等	摘要
サバイバルフーズ	169	10,140食	ファミリーセット(60食)
白飯(アルファ米)	3	150食	50食入り
五目ご飯(アルファ米)	3	150食	50食入り
アレルギー対応アルファ米		10食	
缶入りカンパン	21	504缶	24缶入り
災害用飲料水(500ml)	86	2,064本	(500ml×24本)

※上記の備蓄数は1校当りの標準備蓄数(25校分)

避難所(ミニ防災拠点)備蓄資機材一覧表

品名	規格等	数量	品名	規格等	数量
ポット	2.2L	1個	キャンバス水槽	2t	1基
飲料水用ビニール袋	5ℓ	200枚	トイレトーパー		96巻
携帯用メガホン		1個	ラジオ(FM付)		1台
毛布		440枚	懐中電灯		3個
乾電池	単1	16本	ゴミ袋	紙製	100枚
	単2	24本	コップ(プラスチック製)	215cc	1000個
紙皿	ボウル型470cc	3000枚	スプーン(プラスチック製)		1000本
割り箸(袋入り)		3000本	液体ローソク		20個
軍手		50双	大型コンロセット	180人用	1台
おたま	180cc	2本	コードリール	30m4口	2巻
ひしゃく	1400cc	2本	作業灯(500w)	10mコード付	4個
やかん	6ℓ	5個	発電機	2.3kw	1台
リヤカー	アルミ製	1台	簡易トイレ	洋式	1台
ガソリン携行缶	20ℓ	1缶	救急カバン	50人用	2個
ツイン型簡易ベット		6台	生理用品		40組
簡易間仕切り		4ブース	スチールハンマー	小	2本
自転車		2台	釘	箱/1kg	5箱
自転車用空気ポンプ		1個	トラロープ	200m	1巻
防災救助用具セット		2箱	サルベージシート	2間×2間	2枚
工具セット		1組	ワンタッチ携帯トイレ(テント付)		10基
カラーワイヤー	1巻/1kg	3巻	トイレ用ビニール袋		1000枚
担架	アルミ製	3台	大人用おむつ		152枚
非常燃料(炭)	1箱(10kg)	20箱	乳幼児用おむつ		580枚
焼網(丸型28cm)		100枚	尿とりパッド		34枚

※上記一覧表は、ミニ防災拠点(市立小・中学校)1校当たりの標準備蓄品名

(資料7)「地震発生初動時職員行動マニュアル」 鎌倉市 より

(3) ミニ防災拠点班の活動

① 避難所施設を開設する。

- ・校門、体育館等避難所施設の開設を行う。
- ・鍵の管理者が未着で開錠できない場合は、鍵の管理者を待つ。(状況により非常手段により開錠等を行う。)
- ・当該施設の被害状況を点検し、避難所として使用可能か確認を行う。
- ・落下物などが施設内に散乱している場合は、学校関係者、自主防災組織関係者等の協力を得ながら整理し、避難所の開設準備を行う。
- ・避難所の開設など対策業務の開始連絡を行う。

② 避難住民の受け入れ体制を確立する。

- ・避難者に対して、避難者カードへの記入を促し、避難者数を確認後、本部及び地域班に報告を行う。(変化があれば適宜追加報告する。)
- ・施設関係者、自主防災組織関係者と協力し、避難者名簿の作成を行う。
- ・災害時要援護者の人数、状態等を確認し、地域班への報告及び必要な措置を講ずる。

③ けが人等への対応は、救護スペースを確保の上、備蓄倉庫備え付けの救急セットを利用して応急処置を行い、その後、地域班・救護所へ連絡する。

地域班	鎌倉市役所	腰越行政センター	深沢行政センター	大船行政センター	玉縄行政センター
救護所	第一小学校 第二小学校 御成小学校	七里ガ浜小学校 腰越中学校	深沢小学校 手広中学校	小坂小学校 大船小学校 今泉小学校	玉縄小学校 植木小学校

④ 電話等の連絡手段を確保する。

⑤ 食糧、物資の供給を行う。

- ・備蓄倉庫の内容を確認し、物資等の供給準備を行う。
- ・食糧、毛布等の必要な物資の供給を受け、避難者に配布する。
- ・施設内で飲料水が確保できない場合は、避難者等の協力を得て飲料水を確保する。(ろ水機の運用を含む)

⑥ トイレの対応を図る。

- ・学校内の使用可能なトイレの確認を行う。
- ・断水の場合、トイレ用の水はプール等の水を活用し、搬送等は避難者等の協力を得て行う。(水洗トイレ使用可能な場合)
- ・必要な場合、仮設トイレを組み立てる。

(4) 特別班の活動

特別班は、鎌倉市災害対策本部条例施行規則別表1に掲げる事務分掌に基づき、各班(各部)が定めたマニュアルにより、災害応急活動を行う。

VII 参考資料

学校防災活動マニュアルの作成指針（抜粋）

神奈川県教育委員会（平成25年5月 作成）

1 「東海地震に関連する情報」や警戒宣言への対応

平成16年1月から、「東海地震に関連する情報」（平成23年3月24日一部改正）として、東海地震に関連する調査情報（臨時・定例）、東海地震注意情報、東海地震予知情報が、気象庁から発表されることとなりました。

これまでは、内閣総理大臣からの警戒宣言の発令を受けて、県、市町村及び防災関係機関等が一斉に事前の準備行動を行うこととされてきましたが、この改正により、「東海地震注意情報」が発表された段階から、“地震に備えた必要な準備行動”を開始することとなります。

東海地震注意情報及び東海地震予知情報の発表や警戒宣言の発表により、県内においては住民の帰宅などの対応行動が強化地域の内外を問わず広く行われると考えられることから、強化地域内の学校はもとより、強化地域外の学校においても対策が必要です。

その際、電話等が非常に利用しにくくなることが想定されるので、あらかじめ複数の通信手段（電子メール、携帯電話メール、災害時優先電話等）の使用について、情報を収集し、教職員に周知する必要があります。

①教職員の直接管理下（授業、給食指導等）で「東海地震に関連する情報」や警戒宣言が発表された場合

i 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合

平常授業を続けますが、不十分な情報により児童生徒に不安が生じる恐れがある場合には、情報の内容・趣旨について放送を用いたり、担任、授業担当などが説明するなどします。

ii 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発表された場合

○学校は休校となります。

・児童生徒は原則として保護者へ引き渡し帰宅させます。また、高等学校では保護者へ引き渡し可能な生徒（保護者が在宅している、保護者と連絡がとれた生徒のことは、教職員引率のもとで方面ごとに帰宅が可能な場合は帰宅させます。

・遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童生徒については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護します。

・なお、児童生徒の保護者への引き渡しにあたっては、保護者が仕事や外出等で自宅にいない場合や、公共交通機関の運行中止、あるいは事業者が帰宅困難者対策として実施する従業員等の一斉帰宅抑制により保護者が企業等に留め置かれた場合など、保護者自身が帰宅困難となる場合が考えられますので注意が必要です。

「東海地震に関連する情報」や警戒宣言発表時の、交通機関の対応については公表されているので、帰宅の計画をあらかじめ具体的に作成しておきます。

②教職員の間接的な管理下（休み時間、始業前、放課後）で「東海地震に関連する情報」や警戒宣言が発表された場合

i 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合

特別な対応はありません。

ii 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発表された場合

・児童生徒を安全な場所に集め、保護者へ引き渡し帰宅させます。また、高等学校では保護者へ引き渡し可能な生徒（保護者が在宅している、保護者と連絡がとれた生徒のことは、教職員引率のもとで方面ごとに帰宅が可能な場合は帰宅させます。

・遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童生徒については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護します。

・なお、児童生徒の保護者への引き渡しにあたっては、保護者が仕事や外出等で自宅にいない場合や、公共交通機関の運行中止、あるいは事業者が帰宅困難者対策として実施する従業員等の一斉帰宅抑制により保護者が企業等に留め置かれた場合など、保護者自身が帰宅困難となる場合が考えられますので注意が必要です。

- ・「東海地震に関連する情報」や警戒宣言発表時の、公共交通機関の対応については公表されているので、帰宅の計画をあらかじめ具体的に作成しておきます。
- ・学校にいない児童生徒に対して、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が解除されない間は休校であることを伝えます。当日の連絡はできないことが予想されるので対応について日ごろから周知しておきます。

③ 社会見学、遠足等で「東海地震に関連する情報」や警戒宣言が発表された場合

集合解散場所から行事の実施場所までの地域が地震防災対策強化地域内か外かの別、公共交通機関の運行状況等を事前に確認し、どの場所で発表されるとどのような状況となるかを想定しておきます。

i 東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表された場合

特別な対応はありません。

ii 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発表された場合

原則として教員が児童生徒を引率して学校まで戻るとともに、保護者へ引き渡し帰宅させます。また、公共交通機関の運転の中止等により学校へ戻れない場合は、児童生徒を安全な場所(避難場所等)まで引率し、そこで待機します。

④ 登校、下校時に「東海地震に関連する情報」や警戒宣言が発表された場合

ア 児童生徒の行動

i 東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表された場合

特別な対応はありません。

ii 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発表された場合

原則として帰宅することとしますが、学校の近くにいる場合は登校し教職員の指示に従います。

- ・公共交通機関を利用している児童生徒は、交通関係者の指示に従い、決して自分勝手な行動をとらないように指導しておきます。また、避難の途中経路で児童生徒が集まり、互いに助け合うように指導します。
- ・なお、学校に向かうか家に向かうかを判断するポイント地点を、あらかじめ通学路上に定めておきます。

イ 教職員の行動

i 東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表された場合

特別な対応はありません。

ii 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発表された場合

正確な情報の把握に努め、児童生徒、保護者に休校の連絡をします。登校してきた児童生徒を把握するとともに、順次保護者への引き渡しを行います。下校できない児童生徒を保護します。

⑤ 「東海地震に関連する情報」や警戒宣言が発表された場合の留意点

- 情報の把握と的確な指揮のため本部を設置
- 正確な情報の把握
- 教職員の参集、緊急時の役割分担等の確認
- 措置(休校、帰宅・保護、施設の保安措置、初期消火・救護の準備、休校中の管理体制等)の決定・実施
- 関係機関(教育委員会、警察、消防、その他)及び保護者への連絡
- 児童生徒の指導・誘導
 - ・教室等への集合(登下校中は、原則として帰宅することとしますが、学校の近くにいる場合は登校し教職員の指示に従うこととし、在宅の場合は、家族と行動を共にするよう指導します。

※日ごろからの指導が重要

- ・ 状況(氏名、人数、異常の有無、帰宅手段の状況等)把握・記録
- ・ 障害のある児童生徒の介助体制
- ・ 地区別・方面別等の帰宅体制

- ・ 保護者への引き渡しカード等の確認
 - ・ 遠距離通学者、公共交通機関等の利用者、留守家庭等で帰宅できない者の把握・保護
- ※ 授業中・放課後などの時間帯や平日・休日などの曜日の違い、また、部活動、校外活動等のあり・なし等、状況に応じて教職員の必要人数も変わってきますので、教職員数が不足する場合の管理職への応援要請方法、それに基づく教職員間の連絡・参集方法等も含め、様々な場面を想定した対応をあらかじめ定めておく必要があります。

2 地震・津波への対処

① 教職員の直接管理下(授業、給食指導等)で地震に遭遇した場合

ア 児童生徒の行動

- ・ 普通教室では即座に机の下にもぐる習慣を身に付けておくことが大切です。自分で行動することが困難な児童生徒については、教職員等が援助(介助)して身体を保護する必要があります。
- ・ 特別教室や体育館では、地震に遭遇した時、普通教室と机の形・大きさ・数等が違うため、どのように自分の身の安全を図るか、あらかじめ理解させておく必要があります。
- ・ ストープが転倒し火災となる可能性があるのでストープの近くの児童生徒は、速やかにストープから離れます。
- ・ 津波の被害が想定される学校では、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちにあらかじめ定めた避難場所(近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階)へ一時避難します。

イ 教職員の行動(授業担当者等)

- ・ 地震の際、まず児童生徒を机の下にもぐらせて両手で机の脚をしっかりとつかませ、頭を保護するよう指示します。
- ・ ストープを使用しているときは、ストープが倒れ火災が発生する可能性があるため、ストープの周りの児童生徒には速やかにストープから離れるように指示します。
- ・ また、緊急事態に遭遇して児童生徒がパニックに陥ることが考えられるため、パニック状態の防止に努めます。
- ・ 揺れの状況や教室・設備の状況等によって必要かつ可能な措置に努めます。
- ・ 揺れがおさまったら、児童生徒の安全を確認し、ヘルメットや防災頭巾があれば着用して、火の元の消火確認や避難路として出入口を確認します。
- ・ 教職員は、様々な災害の状況を想定し、正確な情報の把握に努め、絶えず冷静さを失わず適切な指示をすることができるように、平素から訓練を行い万全を期しておくことが必要となります。
- ・ 津波の被害が想定される学校では、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちにあらかじめ定めた避難場所(近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階)へ児童生徒を一時避難させます。その後は津波に関する情報を確認し、児童生徒の安全確保に努めます。

ウ 職員室に在室する教職員の行動(管理職等)

- ・ 地震に遭遇したら、揺れがおさまった後に緊急放送をします。児童生徒の安全確保、避難路の確認、火の元の消火を教職員に向けて指示します。緊急放送ができないことが考えられるので、事前に放送内容の共通理解を図っておくことも大切です。
- ・ 全体への指示を出す教職員、校内を見回り状況を把握する教職員、緊急放送・連絡する教職員、教職員不在教室の児童生徒の状況を確認する教職員など、役割分担により速やかに行います。
- ・ 津波の被害が想定される学校では、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちにあらかじめ定めた避難場所(近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階)に児童生徒を一時避難させるよう全教職員に指示します。その後は津波に関する情報を確認し、児童生徒の安全確保について指示します。

② 教職員の間接的な管理下(休み時間、始業前、放課後等)で地震に遭遇した場合

- ・ 教科等の学習中の場合に比べ、指示や人員の把握がしにくい状況であることを踏まえた対応が必要です。この時間の児童生徒は、個人もしくはグループで校舎内外に分散している状況が多いため、教室などでは机の下にもぐる、校舎外ではガラスの飛散などが考えられるので校舎に近づかないなど、あらかじめ示された対応や主体的な判断による対応ができるように指導しておきます。また、担任(不在の場合は副担任等)は自分の担任の教室へ直行し、その他の教員は職員室に集合するなど行動のルールを事前に決め、事前に周知しておきます。
- ・ 津波の被害が想定される学校では、児童生徒は、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちにあらかじめ定めた避難場所(近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階)へ一時避難します。
- ・ 教職員は、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちにあらかじめ定めた避難場所(近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階)に児童生徒を一時避難させます。

・その後は津波に関する情報を確認し、児童生徒の安全確保に努めます。

③ 社会見学、遠足等で遭遇した場合

- ・社会見学や遠足等は、学校とは違う学習環境で行われるため、児童生徒の精神面等では平常でないことが予想されます。また、見学場所等では学校には無い設備や物品があったり、教職員以外の人の指示に従って学習したりすることが多々あり、このような場面で地震に遭遇した場合は、その都度状況に応じた対応が要求されます。
- ・屋内にいる場合は、速やかに机の下などの安全な場所へ移動させる、海岸にいる場合は津波、山間部にいる場合は山崩れや崖崩れが起こる可能性があるため、速やかに安全な場所に避難させるなど、具体的な対応については、あらかじめ社会見学や遠足実施場所の下見時等に避難場所（高台あるいは鉄筋コンクリートの高い建物）、避難経路を確認しておくなどをした上で、非常の場合の行動計画を作成し、これに基づいて行動します。どのような状況で遭遇しても児童生徒の人数を確認し、安全な場所へ避難誘導することが優先されます。また、引率先から学校へ状況を速やかに連絡します。
- ・社会見学や遠足等が終了し解散した後に災害が起きる可能性も予想されますので、こうした場合の対応も含めて非常の場合の行動計画を作成し、これに基づいて行動することが必要です。
- ・津波の被害が想定される場所にいる場合は、児童生徒は、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちにあらかじめ確認した場所（近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階）に一時避難します。
- ・教職員は、強い揺れや周期の長い揺れを感じたら、揺れがおさまった後に、直ちにあらかじめ確認した場所（近くの高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階）へ児童生徒を一時避難させます。
- ・その後は津波に関する情報を確認し、児童生徒の安全確保に努めます。

④ 登校、下校途上で遭遇した場合

- ・児童生徒の登下校中に地震が発生した場合、児童生徒が自分で瞬時に安全のための行動を選択し実践することが求められます。このようなことから、平素より様々な災害を想定した上で、安全を確保するための行動シミュレーションについて十分に時間をかけて指導し考えさせておくことが必要です。
- ・実際に遭遇した場合、まず「カバンや持ち物で自分の頭を保護する」、次に「建物、塀、崖下、川岸等からすぐ離れる」、「自動車は思わぬ動きをするので離れる」、「津波の被害が想定される場所にいる場合は、直ちに高台あるいは鉄筋コンクリートの建物のできるだけ安全な階に一時避難する」等の指導をしておきます。
- ・また、地域の実状に応じた対応をすることが原則ですが、登校中に地震に遭遇した場合は、可能ならばそのまま通学路を登校させ、下校中は、原則として安全に注意しながら下校させます。
- ・公共交通機関を利用している児童生徒は、交通関係者の指示に従い、決して自分勝手な行動をとらないように指導しておきます。また、避難の途中経路で児童生徒が集まり、互いに助け合うように指導します。
- ・なお、学校に向かうか家に向かうかを判断するポイント地点を、あらかじめ通学路上に定めておきます。

■ 障害のある児童生徒への配慮

※ 障害のある児童生徒に対しては、それぞれの障害の状態に応じて、災害時の対応を具体的に想定しておくことが必要です。

① 障害のある児童生徒が通常の学級または特別支援学級に在籍する場合

- ・通常の学級に在籍している障害のある児童生徒の場合も特別支援学級に在籍している場合も、それぞれの学校の緊急避難対応に従うことが原則です。ただその児童生徒の障害の状況を日ごろより全教職員で共通に理解しておき、いざというときにすぐ対応できるように訓練しておくことが必要です。
- ・車椅子の場合、あるいは背負って避難する場合、手を引いて同行しなければ移動できない場合等それぞれの対応が準備されていなければなりません。
- ・障害のある児童生徒の場合、異常な状況であるという判断がとっさにできにくいので、日ごろより、教職員、支援者、保護者が子どものそれぞれの障害を踏まえ、シミュレーションの上、十分な訓練が必要になります。
- ・また、疾病を有する児童生徒の場合、緊急時の対応について、保護者と事前に相談しておく必要があります。
- ・スクールバスを利用している児童生徒がいる場合には、バス運行中に地震が発生した場合を想定して、その対策を講じておく必要があります。

3 地震発生後の対応

避難を開始するにあたっては、児童生徒の掌握を第一に考えなければなりません。けが人の有無についての確認や、障害のある児童生徒の避難確保等、児童生徒全員を掌握し、避難を開始することが肝要です。また、次の点については、どのような場合にも共通する事項です。

- ・児童生徒や教職員が、けが等をした場合は他に優先して応急手当をします。（応急手当はけがの程度が重い者や避難に支障がある者を優先して行います）
- ・必要に応じ、救急車の手配をします。（救急車の手配が不可能な場合も想定し、自力で搬送可能な近隣病院を把握しておく必要があります）

- ・教育委員会やその他関係機関に被害状況等を報告します。報告先、報告方法については、事前に確認しておきます。
- ・保護者への連絡方法についても、電話等が非常に利用しにくくなるのが想定されるので、あらかじめ学校ホームページの連絡掲示板、民間事業者によるメール・斉配信サービス、災害用伝言ダイヤル、災害時優先電話など複数の通信手段を検討しておく必要があります。特に、災害時の重要通信を確保するため、「災害時優先電話」については、設置場所や使用方法について確認し、教職員に周知しておきます。
- ・児童生徒の生命・身体の安全確保を図るとともに、安全が確認されるまでは、学校(小・中・高校など)で児童生徒を保護し、安全が確認された後に、保護者へ引き渡します。なお、児童生徒の保護者への引き渡しにあたっては、保護者が仕事や外出等で自宅にいない場合や、公共交通機関の運行中止、あるいは事業者が帰宅困難者対策として実施する従業員等の一斉帰宅抑制により保護者が企業等に留め置かれた場合など、保護者自身が帰宅困難となる場合が考えられますので注意が必要です。
- ・地震の規模や被災状況により、児童生徒を学校で保護し、保護者に引き渡すか、下校させるかなどの判断をする必要があります。また、大規模地震の場合は、発生後に通信手段が使用できなくなり、保護者と連絡がとれないことが予想されることから、あらかじめ引き渡しの判断などについて、学校と保護者の間でルールを決めておく必要があります。
- ・引き渡しの判断時には、児童生徒の安全を最優先にするため次の点に注意が必要です。
 - * 津波など限られた時間での対応が迫られる場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童生徒を引き渡さず、保護者と共に学校に留まることや避難行動を促すなどの対応も必要です。
 - * 保護者の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒については、学校で保護するなどの事前の協議・確認が必要です。
 - * 校外活動中、登下校中の対応についても同様に事前の協議・確認が必要です。
- ・高等学校では、被害の状況、火災の発生状況、公共交通機関の復旧状況などを総合的に判断して生徒の保護あるいは下校を決定することになります。下校については、安全が確認された後行うものとし、保護者への引き渡しの方法や職員の引率での下校にあたってのグループの編成・下校ルートなどを、あらかじめ生徒・保護者と確認しておく必要があります。

引き渡しのルール(例) 学校を含む地域の震度

○震度5弱以上

保護者が引き取りに来るまで学校で待機させる。この場合時間がかかっても保護者が引き取りに来るまでは、児童生徒等を学校で保護しておく。

○震度4以下

原則として下校させる。交通機関に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合、事前に保護者からの届けがある児童生徒等については学校で待機させ、保護者の引き取りを待つ。

※上記はあくまでも例であり、学校種や学校周辺の交通事情等の環境によって十分検討し設定する必要があります。

- ・地域住民や帰宅困難者が避難してくることが予想されるため、校内に児童生徒の保護エリアとは別に住民等の保護エリアを設定し、混乱を避けます。その際、避難所等に指定されていない学校にあつては、地域住民等が避難してきた場合に避難者の安全確保を図る等、市町村災害対策担当部局等と連携して対応するとともに、指示に従い備蓄品が整備されている本来の避難所へ誘導します。

① 校舎・建物の被害状況ごとの対応

ア 火災が発生

- ・児童生徒を校庭等、安全な場所に避難させます。
- ・火災発生場所を認知したら他の教職員に通報し、初期消火に努めます。また、最適な避難経路を選び、避難場所へ誘導避難させます。
- ・停電で放送設備が使用不能となる場合は、非常放送設備を利用します。また、ハンドマイクやメガホン等の利用も考えられます。
- ・避難終了後直ちに分担に従い、児童生徒の把握やけがの程度等を確認します。

イ 建物が損壊

- ・建物が損壊するような地震の場合は、児童生徒の精神状態に平静さが欠けてしまうことが予想されます。また、けが人が多く発生することも考えられるので、次の事項に留意する必要があります。
- ・火災が発生しなければ、児童生徒の人員(名前)やけがの程度等を確認し、二次災害に備え、担任等の誘導のもとに安全経路を確認しつつ順次避難場所に避難誘導させます。また、児童生徒の把握やけがの程度等を確認します。
- ・建物が損壊している場合は、ガラスの破片が飛散していることが多く、また、避難中に余震等により割れたガラスが落下するといった危険性も考慮しておきます。
- ・校舎内を巡視して天井落下、壁の剥離、階段の崩壊等の被害状況を確認します。

ウ 建物が倒壊

被害が著しく、児童生徒の安全確保のため大至急脱出・避難しなければならない場合、次の事項について前もって留意しておきます。

- ・校長は状況を判断し、必要に応じて速やかに避難させます。
- ・児童生徒を脱出・避難させるにあたっては、その場にいる授業担当者の判断にゆだねられる場合が考えられます。けが人がいる場合は、けがの状況を見極めながら早急に安全な場所に避難させます。
- ・被害状況の把握を行います。管理職を含む複数の教職員で校舎内の巡視をしますが、目的は残留している児童生徒の救出等とし、施設の被害状況の把握は、最終的には専門家(応急危険度判定士等)にゆだねます。
- ・崖崩れ、地面の陥没等の危険な状態がないか、確認します。
- ・ガラスは、建物の高さの1/2の距離まで飛散する可能性があります。校舎の高さを確認し、校舎に隣接する場所等校庭の危険箇所を把握しておく必要があります。

エ 建物に異常なし

- ・担任等は管理職等からの避難指示を待ちます。

② 教職員の対応

- ・避難していない児童生徒や教職員の捜索や救出、救護にあたります。
 - ・避難した児童生徒の安全確保とけが等の応急処置にあたります。
 - ・臨時休校としたときは、保護者と連絡をとり、引き取りの依頼をします。引き取りに来られない場合も児童生徒の状況などを保護者へ連絡するよう努めます。
 - ・火災の場合は初期消火に努めます。火災がなければ被害状況の把握に努めます。
 - ・校庭等、児童生徒が避難している場所が建物の破損や倒壊で危険になったり、他からの情報で学校が危険と判断した場合は、別の安全な場所へ避難します。
 - ・教育委員会への報告や指示、市町村・警察署・消防署・町内会等と連絡連携して情報収集に努めます。
- ※授業中・放課後などの時間帯や平日・休日などの曜日の違い、また、部活動、校外活動等のあり・なし等、状況に応じて教職員の必要人数も変わってきますので、教職員数が不足する場合の管理職への応援要請方法、それに基づく教職員間の連絡・参集方法等も含め、様々な場面を想定した対応をあらかじめ決めておく必要があります。

■ 障害のある児童生徒への配慮

① 障害のある児童生徒が通常の学級または特別支援学級に在籍する場合

各学校の状況に応じて、帰宅あるいは学校待機等の措置をとります。しかし、状況判断が適切にできない児童生徒も多いと予想されるので、混乱に拍車がかかりパニック等になることも十分考慮して対応しなければなりません。

② 特別支援学校の場合

学区が広域に渡るため、学校管理下で地震が発生した場合は、保護者との連絡、引き渡し等に、かなりの時間を要することが予想されます。その間の児童生徒の安全管理と保護について、次の配慮がなされなければなりません。

ア 保護及び生活場所の確保（引き取りにくるまでの間）

特別支援学校施設の一部を児童生徒の生活の場所として確保します。また、学校管理下で地震が発生したときは、特別支援学校へ児童生徒を引き取りにくるよりも、家族ぐるみで避難してくることも予想されますので、対応を考慮しておくことが必要です。

イ 家庭への連絡方法の確保

家族が緊急避難する場所を日ごろから調べ一覧表等にし、確認しておきます。また、ろう学校においては、保護者も聴覚障害者である場合があるので、連絡方法について配慮が必要です。

ウ 医薬品、日常服用薬が必要な児童生徒の対応

疾病を有し、日常定期的に薬を服用している児童生徒が多い特別支援学校では、緊急時の対応について、保護者と事前に相談しておく必要があります。

4 避難所等としての対応

- ・避難所等の開設は、当該避難所の所在する市町村が主体となり、自主防災組織と施設管理者の協力を得て行われます。避難所等として指定されている学校は、日ごろから市町村、自主防災組織等と話し合い、避難者受け入れ等、避難所等の運営に係る計画を策定するとともに、いざという時は運営を支援します。
- ・なお、災害が発生した場合や、警戒宣言が発令された場合などの緊急時には、避難所等としての指定の有無に関わらず、地域住民等が学校に避難してくることが予想されるため、避難所等に指定されていない学校においても、避難者に対して適切な対応ができるよう、避難対策等に係る計画を定めておくことが重要です。

- ・さらに、災害が発生した場合や警戒宣言が発令された場合などの緊急時には、地域住民が学校に避難してくるとともに、公共交通機関の運行の中止により、帰宅困難者が多数発生することが予想されます。県地域防災計画を踏まえ市町村から避難所等としての指定されている、あるいは帰宅困難者受入施設となる県立学校は、当該市町村との役割分担を明確にしておく必要があり、要請があった場合に適切に対応できるよう、事前に市町村の防災(災害)対策担当部局等と協議・検討し、計画を定め備えておく等、より一層の連携を図る必要があります。

○避難所等業務への協力等

- ・学校が災害時における避難所等となった場合には、市町村長が行う災害応急対策が円滑に行われるよう、学校は避難所等の運営について協力します。
- ・校長は、市町村の防災(災害)対策担当部局等との協議・検討を踏まえ、あらかじめ教職員の具体的な職務分担、応援体制等の計画を策定します。
- ・市町村との協議・検討にあたっては、次の事項について留意することが重要です。

留意事項

- ・学校は、避難してくる地域住民等を受け入れる部分について、収容人数を考慮し、提供部分をあらかじめ決めておきます。
- ・学校が避難所等になると、その運営は市町村の災害対策担当部局の管理下に置かれることになり、校長、教職員は運営に協力することが期待されるため、学校内における防災組織の中で役割分担を明確にしておきます。
- ・市町村、関係する自主防災組織等と避難者の受け入れや、避難所運営等について定期的に協議し、共通理解を図ります。
- ・避難所開設期間が長期化する場合には、学校施設の一部を避難所としたまま授業を再開することを想定しておきます。
- ・避難所として指定されていない学校に地域住民等が避難し、水・食糧等が必要となった場合は、市町村災害対策本部、県現地対策本部に連絡し、学校への支援を要請することとなります。

○学校が避難所等になった場合の対応

避難所等の運営については、本来的には市町村の災害対策担当部局がその責任を有するものですが、学校が避難所等となった場合の対応としては、次のことが考えられます。

ア 児童生徒が在籍している場合

- ・児童生徒の在籍中に発災した場合については、児童生徒の安全確保を第一に対応し、被害の状況等を踏まえながら校長の指揮監督のもと、教職員は避難所等の運営に協力するものとします。

イ 児童生徒が在籍していない場合(夜間・休日)

- ・学校は災害の発生や災害のおそれがあると判断した場合は、あらかじめ策定した防災計画に従い学校地震災害対策本部を設置します。児童生徒の在籍中に発災した場合と異なり、教職員は主として避難所等の運営に協力することが可能となります。
- ・なお、夜間・休日等の勤務時間外に発災した場合には、教職員の参集に時間を要し、避難所等運営に係る業務に対応できる教職員が、限定されたものとなる可能性もあることを考慮する必要があります。
- ・校長は、緊急時の教職員の参集体制を整備し、あらかじめ教職員に周知しておきます。校長が不在の場合は副校長、副校長が不在の場合は教頭が、また、校長、副校長、教頭が不在の場合はあらかじめ定められた者が本部の適切な運営に努めます。

○帰宅困難者への対応

帰宅困難者を受け入れることとなった場合については、避難所業務への協力等や学校が避難所になった場合の対応を参考に、帰宅困難者への対応を行います。

○障害のある子どもやその家族への特別な避難場所としての対応

- ・特別支援学校は、障害のある子どもがより安定した避難生活を送るためのマンパワーや施設設備が確保されています。そこで、特別支援学校については、通常の避難所での生活が困難であると思われる、障害のある子どもやその家族が避難できる場所としての活用を想定しておくことが望まれます。
- ・また、非常時の物資の確保や、福祉的・医療的なニーズを把握するマンパワーの確保、障害のある子どもやその家族のための支援体制づくりなどについて、市町村の防災計画に位置づけるなど事前に連絡・協力体制を築いておくことが重要です。また、その事態になった場合を想定し、教職員間の共通理解を十分図っておくことも大切です。

○災害時における教職員の役割等

災害時において教職員は児童生徒の安全を確保するとともに、校長を中心として学校教育活動再開を図ります。しかし、学校が避難所等となった場合には、市町村長が行う災害応急対策が円滑に行われるよう、教職員は避難所等の運営について協力することとなります。教職員が、校長の指示に基づき、避難所等の管理運営業務に従事した場合は、当該学校の管理業務の一環を担っているものと考えられるので、教職員の職務の一部として取り扱います。

VIII その他

(1) 地震発生時における避難状況等の報告（FAX送信表）

FAX送信表

鎌倉市教育委員会
教育指導課 様

TEL 24-5564(教育指導課)

FAX 24-5569

地震発生時における避難状況等の報告

報告日 平成 年 月 日

報告時刻 午前・午後 時 分

学校名		報告者	
-----	--	-----	--

1 児童生徒・教職員の在籍

在籍児童生徒数		在籍教職員数	
欠席児童生徒数		年休教職員	
登校した児童生徒数		出勤教職員数	
自宅にいる児童生徒数		出勤不可能教職員数	

2 被害の状況

(1) 児童生徒・教職員の状況

	児童生徒	教職員
軽傷者		
重傷者		
行方不明者		
死亡者		

引渡し状況

保護者に引渡し済んでいる	名
学校で保護している	名
その他	名
集団で下校した(下校時刻)	

(2) 施設・樹木・ライフラインの状況 (施設は該当項目に○印を記入)

	校舎	体育館	校庭	電気	水	ガス
小破損						
中破損						
大破損						
立ち入り禁止						

3 休校等の状況

月 日	休校	遅れて登校 時登校	早く下校 時下校
-----	----	--------------	-------------

(2) 防災行政用無線による情報提供

防災行政用無線は、地震や台風をはじめとする気象情報や市からの防災情報等をスピーカーから放送し、市民の皆さんへ伝達する設備で、現在、市内に150基設置されています。

防災無線が放送された際には、インターネットにて鎌倉市のトップページに「重要なお知らせ」として放送内容が掲載されます（平日8時30分～17時15分まで）。

放送の対象となる項目は次のとおりです。

① 防災行政用無線の放送対象

定例試験放送（毎日（夏季17時00分、冬季16時30分））

- (ア) 大雪・大雨・台風情報等の気象警報（発表及び解除時）
- (イ) 柏尾川の水位についての河川情報（発表及び解除時）
- (ウ) 地震情報（震度4以上）、津波予報情報
- (エ) 東海地震（注意情報・警戒宣言発表時）
- (オ) その他一般放送（必要に応じて放送）
 - ・大規模なライフライン（電気・ガス・水道等）や鉄道事故等の事故
 - ・ごみ収集の中止時
 - ・警察からの依頼による行方不明者の捜索
 - ・光化学スモッグ注意報の発表
 - ・選挙投票日の周知放送

② 地震関連情報の内容

地震・津波予報情報	震度4以上の地震があった場合に、震度および津波の有無についてお知らせします。
大津波警報	3m以上の津波の危険が迫っている場合にサイレンでお知らせします。3秒間のサイレンを2秒おきに6回繰り返します。
津波警報	2m程度の津波の危険が迫っている場合にサイレンでお知らせします。5秒間のサイレンを6秒おきに3回繰り返します。
東海地震注意報	観測された現象が東海地震の前兆である可能性が高まった場合には、地震に備えるよう注意を促します。テレビ・ラジオでも発表されます。
東海地震警戒宣言	東海地震が発生する恐れがある場合に、海岸付近からの避難の開始などを呼びかけます。テレビ・ラジオでも発表されます。

③ 防災行政用無線の内容は以下の方法でも確認することができます。

インターネット	鎌倉市ホームページ http://www.city.kamakura.kanagawa.jp 「重要なお知らせ」として放送内容を掲載します。
携帯サイト	鎌倉市モバイル版ホームページ http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/mobile/index.html
電話	消防テレホンサービス 0120-24-0467（無料）
F Mラジオ	鎌倉エフエム（周波数82.8MHz） （災害時に割り込み放送をします。）
ケーブルテレビ	鎌倉ケーブルテレビ （画面にテロップを流します。）

□□ 鎌倉市防災・安全情報メール配信 ■■■■

この外にパソコン・携帯電話への防災・安全情報メールでも、防災行政用無線の放送内容を確認できます。その際、登録が必要となりますので、次のアドレスにて登録手順をご確認ください。

◇メールサービス登録手順説明書◇

<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/sougoubousai/documents/haishintejyun.pdf>

問い合わせ先

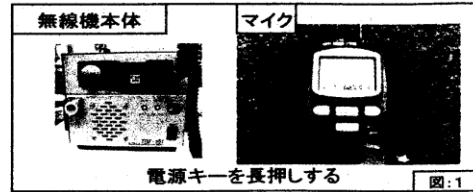
所属課室：防災安全部総合防災課 内線番号（2614）
鎌倉市御成町18-10 第3分庁舎 2階

(3) MCA無線の使用法

『mcAccess-e無線通信システム』機器操作 簡易マニュアル (第1.0版)
【半固定局用】 平成20年4月 鎌倉市

通話の方法

1. 無線機本体もしくはマイクの「電源キー」を長押しして電源を入れる(図:1)



2. アンテナのレベルがエリア内であることを確認する(図:2)



3. 感度が悪い場合は、アンテナを動かしてレベルが一番高くなる場所を探し設置する。

1対1の通話モード。
他局には聞こえません。

4. 通話をする

【個別通信】

- ①-1「モードキー」を押し、ディスプレイに「個別モード」を表示させる(図:3-①)
- ①-2「テンキー」で呼び出したい相手の局番号を入力する

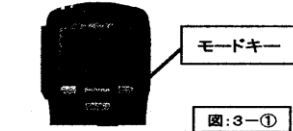
グループ内に一斉に呼びかけます。

【グループ斉通信】

- ①-3「モードキー」を押し、ディスプレイに「グループモード」を表示させる(図:3-①)

【以下、個別・グループ共通】

- ②「プレストークスイッチ」を押し通話回線を開く。接続が成功すると「ビピッ」と鳴り通話ランプが緑色になる(図:3-②)
- ③「プレストークスイッチ」を押したまま通話する(図:3-③)
(送信ランプが緑色の時が通話中です)
- ④「プレストークスイッチ」を離し、通話を聞く(図:3-④)
(話中ランプが赤色のときは通信相手が通話しています)
- ⑤会話を継続する場合は、③～④を繰り返す。



発話のルール

1. こちらから呼びかけるとき

「自局の番号・所属・氏名」⇒「相手の番号・所属・氏名」⇒「応答願います」
例)「こちら999局、〇〇課、△△です。200局、□□小学校、◇◇さん、応答願います」

2. 応答するとき

「自局の番号・所属・氏名」⇒「相手の番号・所属・氏名」⇒「どうぞ」
例)「こちら200局、□□小学校、◇◇です。〇〇課、△△さん、どうぞ」

※通話後に「応答願います」「どうぞ」といった言葉でつなぐとスムーズな交信が行えます。

鎌倉市MCA無線一覧表

グループ 種別	施設名	個別 呼出番号	一斉	グループ		所掌	種別
				1	2		
1	総合防災課	999	●	◎		災害対策本部	半固定
2	秘書課	900	●			理事者	半固定
3	福祉政策課	950		◎	◎	避難所統括 支所グループ、学校グループへ 一斉送信が可能	半固定
4	教育総務課	960			◎	学校統括 学校グループへ一斉送信が可能	半固定
5	腰越支所	100		●		・地域班 グループ内通信が可能	半固定
6	玉縄支所	101		●			半固定
7	深沢支所	102		●			半固定
8	大船支所	103		●			半固定
9	第一小学校	200			●	・ミニ防災拠点 ・風水害避難所 (小学校のみ) グループ内通信が可能	半固定
10	第二小学校	201			●		半固定
11	御成小学校	202			●		半固定
12	稲村ヶ崎小学校	203			●		半固定
13	腰越小学校	204			●		半固定
14	深沢小学校	205			●		半固定
15	小坂小学校	206			●		半固定
16	玉縄小学校	207			●		半固定
17	大船小学校	208			●		半固定
18	山崎小学校	209			●		半固定
19	今泉小学校	210			●		半固定
20	西鎌倉小学校	211			●		半固定
21	七里ヶ浜小学校	212			●		半固定
22	富士塚小学校	213			●		半固定
23	関谷小学校	214			●		半固定
24	植木小学校	215			●		半固定
25	第一中学校	216			●		半固定
26	第二中学校	217			●		半固定
27	御成中学校	218			●		半固定
28	腰越中学校	219			●		半固定
29	深沢中学校	220			●		半固定
30	大船中学校	221			●		半固定
31	玉縄中学校	222			●		半固定
32	岩瀬中学校	223			●		半固定
33	手広中学校	224			●	半固定	
34	消防本部	901	●			横浜301 た 28-99	半固定
35	総合防災課公用車	800				横浜880 あ 13	車載機
36	がけ地対策担当公用車	801				横浜 41 け90-72	車載機
37	安全安心推進課公用車	802				横浜 50 や64-88	車載機
38	安全安心推進課公用車	803				横浜580 け61-56	車載機
縦合計		38					38

(4) アクションカード(例)

災害時 アクションカード		校長	
人物	場所	役割分担	
校長	校長室	総括	
STEP 1 児童生徒の安全確保			
<ul style="list-style-type: none">・校内の状況及び避難経路の安全確認、一次避難場所と経路を決定する。(平時に協議・確認をしておく)・災害に関する情報を収集する。(TV,ラジオ、インターネット、防災無線放送、緊急地震速報システム)			
STEP 2 避難		一次避難場所	<input type="text"/>
		二次避難場所	<input type="text"/>
<p>※校内の防災対策本部を総括する。</p> <ul style="list-style-type: none">・地震・津波に関する情報収集が出来るように、ラジオ等を持って避難する。・防災関係機関・関連一覧表等の書類を持ち出す。・学校施設・設備・ライフライン等についての被害状況を把握する。・津波警報が出たときや一次避難場所で危険な時は、二次避難場所へ速やかに移動するよ			
STEP 3 避難後の児童生徒の安全確認			
<ul style="list-style-type: none">・地震の場合、津波に対する情報収集を行い、避難を継続する。・児童・生徒の人数確認、負傷者の確認(応急処置)を指示する。・地域の被害状況等を確認・集約し、安全に移動させる。 <p>※必要であれば、近隣の学校間と連絡をとり、連携を行う。(可能な範囲)</p>			
STEP 4 避難した後の学校の対応			
<p>○避難継続の判断</p> <p>大津波警報・津波警報が解除になるまでは、避難場所で待機する。解除を確認してから</p> <p>→学校が津波により使用できない場合、指定避難場所へ移動する。</p> <ul style="list-style-type: none">・情報収集:地震の規模と津波の危険性等、二次災害の危険性等の状況把握等・外部(マスコミ)等及び保護者等への対応(対応窓口の一本化)・市教育委員会へ、状況を報告する。(児童生徒等及び教職員の安否確認、施設・設備等の被害状況)・必要に応じて、関係諸機関等への報告・連携を行う。 (警察、消防、医療機関、保護者代表(PTA会長)、地域の代表者(自主防災組織リーダー)) <p>→学校が使用できる場合は、学校へ移動する。</p>			
STEP 5 保護者への児童生徒の引き渡し			
<ul style="list-style-type: none">・児童生徒の帰宅の決定			

災害時 アクションカード	<h1>教頭</h1>	
--------------	-------------	--

人物	場所	役割分担
教頭	職員室	総括補佐

STEP 1 児童生徒の安全確保

- ・校内の状況及び避難経路の安全確認、一次避難場所と経路を決定する。(平時に協議・確認しておく)
 - ・災害に関する情報を収集する。(TV,ラジオ、インターネット、防災無線放送、緊急地震速報システム等)
 - ・一次避難場所に避難するよう校内放送等で指示する。(不在時の分担を決めておく)(校内放送)
- 「地震が発生しました。(津波の発生の恐れがあります。児童(生徒)の皆さんは先生の指示に従い 避難場所()に避難して下さい」

一次避難場所	
二次避難場所	

STEP 2 避難

- ・地震・津波に関する情報収集が出来るように、ラジオ等を持って避難する。
- ・防災関係機関・関連一覧表等の書類を持ち出す。
- ・学校施設・設備・ライフライン等についての被害状況を集約する。
- ・保健室等、支援が必要な場所への支援指示をする。

STEP 3 避難後の児童生徒の安全確認

- ・児童・生徒の人員および安否確認、負傷者の確認(応急処置)を指示する。
 - ・地震の場合、津波に対する情報収集を行い、避難を継続する。
 - ・地域の被害状況等を確認・集約し、安全に移動させる。
- ※必要であれば、近隣の学校間と連絡をとり、連携を行う。(可能な範囲)

STEP 4 避難した後の学校の対応

- ・可能な限り、様々な情報の収集。(校内の状況、通学路、学校周辺の状況、道路や河川の状況など)

STEP 5 保護者への児童生徒の引き

- ・児童生徒の待機場所を設定する。
- ・保護者の待機場所を設定し、受付を設置する。
- ・児童生徒の安否について、メールやホームページ等に掲載し、情報を発信する。

災害時 アクションカード	<h1>担任(教科担任)</h1>	
--------------	-------------------	--

人物	場所	役割分担
担任(教科担任)	教室(特別教室)	児童生徒の避難誘導・安全確保

STEP 1 児童生徒の安全確保

- ・大きな声での確な指示をする。「頭部の保護、机の下への避難、机の脚を持つ、その場を動

一次避難場所	<input type="text"/>
二次避難場所	<input type="text"/>

STEP 2 避 難

- ・大きな声での確な指示をする。「押さない、かけない、しゃべらない、もどらない」
- ・落ち着いて、避難誘導、負傷者搬送を行う。※支援を要する児童生徒に留意する。
- ・逃げ遅れがないか確認する。
- ・児童生徒名簿(出席簿)を携帯する。

STEP 3 避難後の児童生徒の安全確

- ・児童生徒の人員確認・安否確認をする。
- ・児童生徒の不安に対する対処を行う。

STEP 4 避難した後の学校の対

- ・緊急を要する児童生徒の病院への搬送及び保護者への連絡。
- ・児童生徒の不安に対する対処を行う。
- ※(全教職員)学校が避難所になった場合。避難所運営支援を行う。

STEP 5 保護者への児童生徒の引き

保護者への連絡は以下の3点

- ①児童生徒は全員無事、()へ避難し、待機中であること。
- ②大津波警報、津波警報が解除になるまで、児童生徒は待機させること。
- ③解除後、下校させるので迎えにきてください。(各学校の引渡しのルールで、危険な場合は無理をしない)

養護教諭

人物	場所	役割分担
養護教諭	保健室	児童生徒等の救急・救護

STEP 1 児童生徒の安全確保

- ・出入口の確保、保健室周辺の児童生徒へ大きな声での的確な指示をする。「頭部の保護、机の下への避難、机の脚を持つ、その場を動かない」

一次避難場所

二次避難場所

STEP 2 避 難

- ・保健室にいる児童生徒を、落ち着いて避難誘導する。
 - ・支援が必要な児童生徒への対応に留意する。
 - ・全学年の連絡補助簿(保健健康連絡票など)を持ち出す。
 - ・救急医薬品を持ち出す。
- ※病人や不登校児童生徒がいることがあるので、可能な限り、授業に携わっていない教員等

STEP 3 避難後の児童生徒の安全確

- ・負傷者の確認、救護・応急手当を行う。

STEP 4 避難した後の学校の対

- ・緊急を要する児童生徒等の病院への搬送及び保護者への連絡を行う。(他の教師の支援が必要)
 - ・可能な限り、応急手当した児童生徒・負傷者等の氏名や状況を記録する。(指示する)
- ※(全教職員)学校が避難場所となった場合、避難所運営支援を行う。

STEP 5 保護者への児童生徒の引き

- ・負傷者等の要支援者に対する対応。

連絡先一覧

管理職用

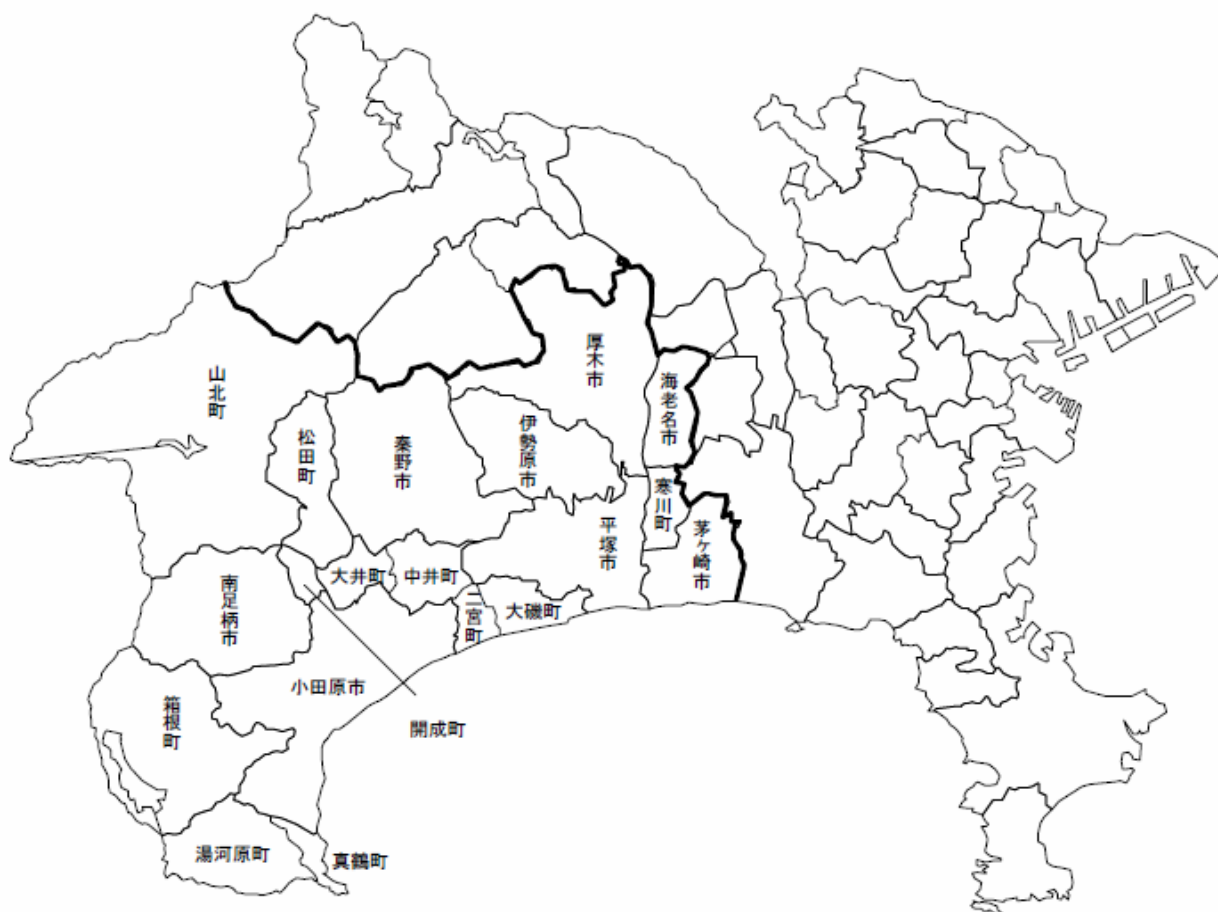
機関名・氏名	(携帯)電話番号	備考(メールアドレス等)
〇〇教頭		
〇〇学年主任		
〇〇養護教諭		
教育委員会		
PTA代表者		
自治会防災担当者		
〇〇学校		
〇〇学校		
〇〇学校		

(5) 神奈川県地震防災対策強化地域

大震法第3条の規定に基づき指定された本県の強化地域は、次の8市11町です。

平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、高座郡寒川町、中郡大磯町、同二宮町、足柄上郡中井町、同大井町、同松田町、同山北町、同開成町、足柄下郡箱根町、同真鶴町、同湯河原町

地震防災対策強化地域指定市町（8市11町）



(6) 学校の海拔と緯度経度

鎌倉市立小中学校の海拔と経度緯度

鎌倉市教育委員会

	学校名	経度	緯度	海拔 (m)	グラウンド等 (m)	鎌倉市 都市基本図
1	第一小	139度32分51秒	35度18分51秒	7.0		53-2-21
2	第二小	139度33分55秒	35度19分25秒	22.0		53-2-10
3	御成小	139度32分50秒	35度19分06秒	8.6		53-2-16
4	稲村小	139度31分40秒	35度18分39秒	22.1	第2 32.5	53-3-2
5	腰越小	139度29分32秒	35度18分44秒	16.1	プール 23.6	52-3-4
6	深沢小	139度31分15秒	35度19分50秒	11.0		42-4-20
7	小坂小	139度32分25秒	35度20分37秒	13.0		43-1-20
8	玉縄小	139度31分25秒	35度21分04秒	9.0		43-1-6
9	大船小	139度32分05秒	35度21分05秒	9.0		43-1-3
10	山崎小	139度32分01秒	35度20分19秒	26.0	25.4	43-3-3
11	今泉小	139度33分04秒	35度20分40秒	43.2	42.6	43-2-17
12	西鎌小	139度30分25秒	35度19分25秒	28.0		52-2-7
13	七里小	139度30分47秒	35度18分42秒	23.9		52-4-3
14	富士小	139度31分13秒	35度20分13秒	15.0	18.5	42-4-10
15	関谷小	139度30分48秒	35度21分39秒	18.3	18.4	32-4-14
16	植木小	139度31分05秒	35度21分14秒	14.0	正門 14.6	42-2-5
17	第一中	139度33分20秒	35度18分09秒	27.9		53-4-18
18	第二中	139度33分32秒	35度19分41秒	26.0	第2 42.4	43-4-24
19	御成中	139度32分31秒	35度19分04秒	31.4	31.4	53-1-20
20	腰越中	139度29分51秒	35度18分45秒	5.8	5.6	52-3-5
21	深沢中	139度31分24秒	35度19分51秒	23.0	22.6	43-3-16
22	大船中	139度32分12秒	35度20分49秒	11.0		43-1-14
23	玉縄中	139度31分10秒	35度20分53秒	8.0		42-2-15
24	岩瀬中	139度32分56秒	35度20分49秒	33.6	31.9	43-2-12
25	手広中	139度30分18秒	35度19分31秒	28.0	31.1	52-2-2

経度・緯度はグーグル地図、海拔は津波ハザードマップの記載地を参照